

参考資料

都市局所管の主要な法律

都市行政の基本となる都市計画制度について定める法律

都市計画法(昭和43年法律第100号)

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限(開発行為の規制等)、都市計画事業(事業の認可制度等)その他都市計画に関し必要な事項について規定。

都市再生等の特定の政策目的を達成するための法律

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)

都市再生基本方針の策定、特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域における特別措置、都市再生整備計画に係る特別措置等について規定。

景観法(平成16年法律第110号)

景観計画やこれに基づく措置、景観地区、景観協定等について規定。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)(平成20年法律第40号)

歴史的風致維持向上基本方針の策定、歴史的風致維持向上計画の認定制度等について規定。

都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)

都市の低炭素化の促進に関する基本方針、低炭素まちづくり計画の認定制度等について規定。

土地利用について定める法律

都市緑地法(昭和48年法律第72号)

緑地保全地域、特別緑地保全地区等について規定。

生産緑地法(昭和49年法律第68号)

生産緑地地区等について規定。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
(古都保存法)(昭和41年法律第1号)

歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区等について規定。

面的整備事業について定める法律

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)

土地区画整理事業の施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項について規定。

都市再開発法(昭和44年法律第38号)

市街地再開発事業の施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項について規定。

都市施設について定める法律

都市公園法(昭和31年法律第79号)

都市公園の設置・管理に関する基準等について規定。

駐車場法(昭和32年法律第106号)

駐車場整備地区、路上駐車場、路外駐車場等について規定。

三大都市圏の整備等について定める法律

首都圏整備法(昭和31年法律第83号)

首都圏整備計画、既成市街地・近郊整備地帯等の指定等について規定。

近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)

近畿圏整備計画、既成都市区域・近郊整備区域等の指定等について規定。

中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)

中部圏開発整備計画、都市整備区域等の指定等について規定。

都市局所管の主要な法律の改正の経緯

主にまちづくり、土地利用、都市開発等に関連する法律

	法案	主な内容
H26	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	コンパクトシティの推進 (立地適正化計画制度の創設、居住誘導区域・都市機能誘導区域の導入等)
H24	都市再生特別措置法の一部を改正する法律	帰宅困難者対策の推進 (都市再生安全確保計画制度の創設等)
H23	都市再生特別措置法の一部を改正する法律	大都市の国際競争力強化・官民連携の推進 (特定都市再生緊急整備地域の創設、民間都市プロジェクトに対する金融支援の拡充、道路占用許可・上空利用の規制の緩和)
H21	都市再生特別措置法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律	まちづくり活動の支援強化 (まちづくり会社等への支援強化、歩行者ネットワーク協定制度的創設)
H19	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	地域の担い手を活かした地域活性化、密集市街地の早期解消 (市町村都市再生整備協議会・都市再生整備推進法人制度の創設、第二種市街地再開発事業や防災街区整備事業の要件を緩和等)
H18	都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律	大規模集客施設の立地規制の見直し、開発許可制度の見直し (大規模集客施設の立地規制、都市計画提案権者の拡大、開発許可制度の見直し等)
H17	民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	地方における民間プロジェクトの推進 (都市再生整備計画の認定制度創設、民間事業者の能力を活用した市街地再開発事業の迅速化・円滑化等)

主に防災、環境等の政策目的に対応する法律

	法案	主な内容
H24	都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素まちづくりの促進 (国による基本方針の策定、低炭素建築物の認定制度の創設、市町村による低炭素まちづくり計画の作成等)
H23	津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくりの推進 (国による基本方針の策定、津波浸水想定の設定、市町村による推進計画の作成、津波災害警戒区域等の指定)
H20	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	歴史的風致の次世代への継承 (国による基本方針の策定、市町村による歴史的風致維持向上計画の作成、国による市町村認定制度)
H18	宅地造成等規制法等の一部を改正する法律	造成宅地の耐震化の推進 (造成宅地防災区域指定制度の創設、宅地造成に関する工事の技術的基準の見直し等)
H16	景観法	良好な景観の形成の推進 (景観地区の都市計画を創設、景観計画による規制の創設、景観重要建造物の指定制度の創設等)
H16	都市緑地保全法等の一部を改正する法律	緑地の保全や緑化による良好な都市環境の形成 (緑地保全地域や緑化地域の創設等)

注)ハネ改正等の小規模な法改正は除いている。

都市局関連課題の主な検討状況について

名称	目的・主な検討内容	スケジュール
社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 新たな時代の都市マネジメント小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能の維持・増進のために「民」が担う「公」のあり方 ・柔軟性やスピード感、既存ストックの活用や整理合理化を踏まえた都市機能の更新の新たなあり方 ・グローバルな視点も取り入れた都市の現状や制度・政策の評価のあり方について検討。 	平成26年度に5回開催 平成27年夏を目途にとりまとめを行う予定
日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会	景観法は制定から10年、歴史まちづくり法は計画の初回認定から5年を経過したところであり、これら関連制度を点検・検証しつつ、「創出」と「保全」の両面から昨今の社会情勢や関連施策の展開状況を踏まえて景観・歴史まちづくりについて一歩前へ踏み出すべく、新たな施策展開のあり方を研究する。	平成26年度に全5回開催 平成27年夏を目途にとりまとめを行う予定
社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会 明日香村小委員会	明日香村を巡る社会情勢の変化や、明日香法に基づく第4次明日香村整備計画の進捗状況も踏まえつつ、同村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のための方策について検討する。	今年度秋頃に小委員会における報告案をまとめる
沿線まちづくり勉強会	沿線地方公共団体や鉄道事業者等の関係者間の連携施策や役割分担のあり方、連携の推進法策等を検討。	平成26年度は鉄道事業者へのヒアリングを実施
テレワーク人口実態調査検討会	テレワーク人口実態調査の実施及び分析に必要な各種検討	平成26年度テレワーク人口実態調査において3回実施予定
新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会	これからのまちづくりに対応した都市公園等のあり方や、都市公園ストックを用いた活力創出の方向性等を検討	平成26～27年度

都市再生基本方針【閣議決定】

民間中心の都市再生(大都市及び地方中枢都市)

都市再生緊急整備地域 (政令指定: 62地域)

都市の国際競争力の強化

特定都市再生緊急整備地域 (政令指定: 11地域)

都市計画等の特例

都市再生特別地区

(71地区)

都市再生事業に係る
認可等の迅速化

都市計画提案制度

民間都市再生事業に対する

税制支援 (適用期限:
平成29年3月31日)

金融支援 (メザニン支
援)

(74計画認定)

都市再生安全確保計画 (8計画)

地方を中心とした全国都市再生(地方都市等)

まちづくり交付金による支援

平成26年度予算: 社会資本整備総合交付金

0.9兆円の内数

都市再生整備計画

市町村決定: これまで1,007市町村、2,613地区で策定

現在、552市町村、806地区で実施中

民間都市開発事業に対する 金融支援 (まち再生出資)

(35計画認定)

(民間都市再生整備事業計画)

平成27年2月28日現在 (都市再生特別地区数は平成26年12月31日)

都市再生緊急整備地域(62地域、8,037ha うち特定都市再生緊急整備地域:11地域、3,607ha)

<おもな特例措置の適用>

都市再生特別地区 71地区

札幌(4)・仙台(2)・東京(30)・横浜(2)・岐阜・
 浜松・名古屋(6)・大阪(17)・高槻・神戸・広島(3)
 ・高松(2)・北九州

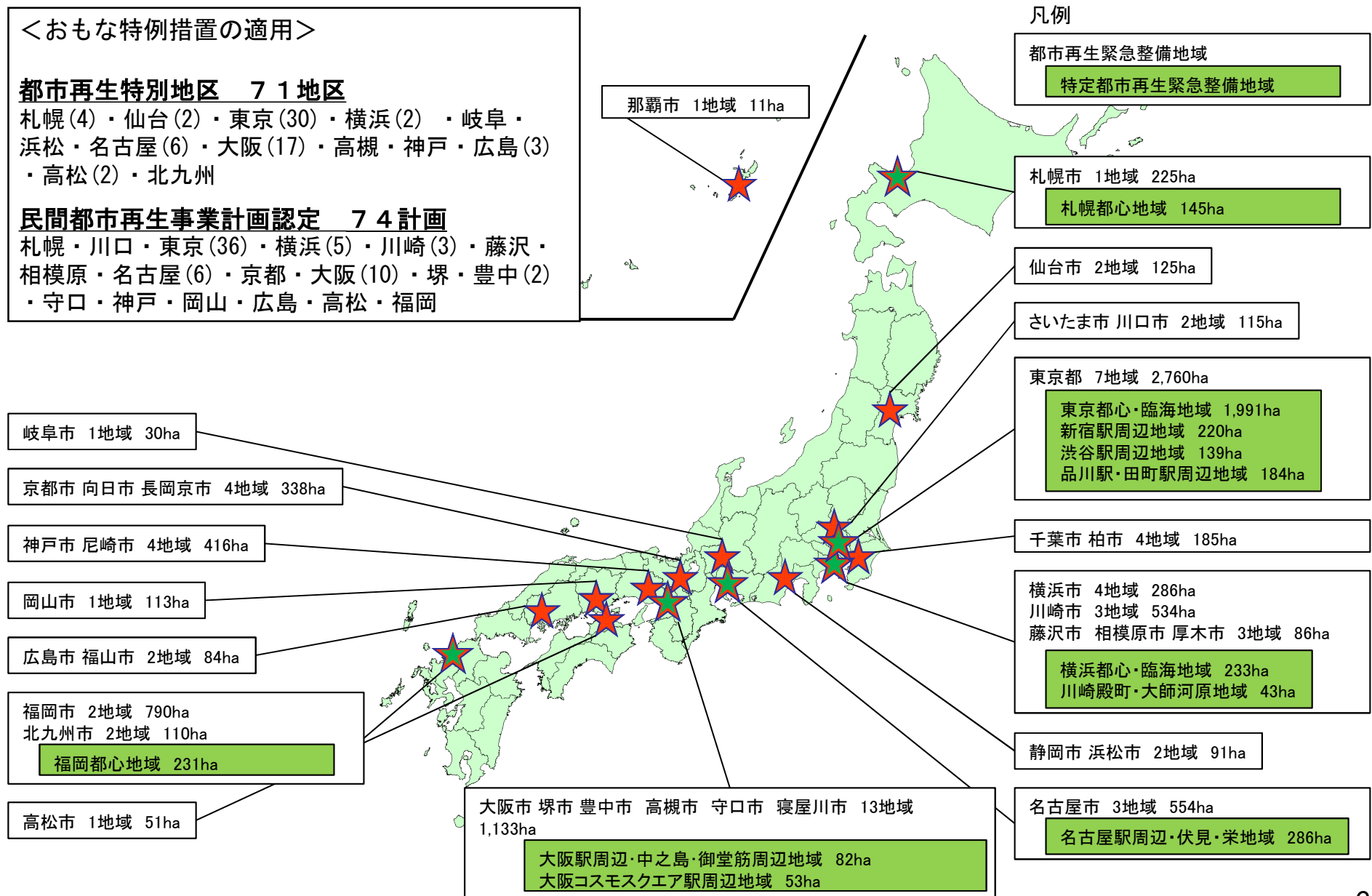
民間都市再生事業計画認定 74計画

札幌・川口・東京(36)・横浜(5)・川崎(3)・藤沢・
 相模原・名古屋(6)・京都・大阪(10)・堺・豊中(2)
 ・守口・神戸・岡山・広島・高松・福岡

凡例

都市再生緊急整備地域

特定都市再生緊急整備地域



※平成27年2月28日現在(都市再生特区数は平成26年12月31日)

○ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域において、国土交通大臣の認定を受けた大規模[※]で優良な民間都市再生事業に対して、税制支援を行う。[○]※事業区域面積 原則1ha以上

都市再生緊急整備地域

所得税・法人税	5年間 3割増償却
登録免許税	建物の保存登記について本則0.4%を0.35%に引き下げ
不動産取得税	課税標準から都道府県の条例で定める割合を控除 (参酌基準を1/5とし、1/10以上3/10以下の範囲内)
固定資産税・ 都市計画税	5年間 課税標準から市町村の条例で定める割合を控除 (参酌基準を2/5とし、3/10以上1/2以下の範囲内)

COREDO(コレド)室町2・3
(平成26年2月竣工)



特定都市再生緊急整備地域

所得税・法人税	5年間 5割増償却
登録免許税	建物の保存登記について本則0.4%を0.2%に引き下げ
不動産取得税	課税標準から都道府県の条例で定める割合を控除 (参酌基準を1/2とし、2/5以上3/5以下の範囲内)
固定資産税・ 都市計画税	5年間 課税標準から市町村の条例で定める割合を控除 (参酌基準を1/2とし、2/5以上3/5以下の範囲内)

高松丸亀町商店街A街区等
(平成23年3月竣工)



都市再生の効果

認定民間都市再生事業計画74計画の民間投資約3兆円 → 経済波及効果約8兆円

《例》COREDO室町2・3

11階分約2万㎡のオフィスを供給。オフィス従業者数約2千人の増加を見込む。
英語対応のコンシェルジュを配置した賃貸住宅約50戸を高層階に整備。22,000人/日の来街者数を予想。

《例》高松丸亀町商店街

商業機能や居住環境の再生等により、空き店舗を減少。都心居住の増加等の効果。
(空き店舗率18.2%(平成17年) → 3.9%(平成24年))

都市再生税制に関する経緯

都市再生特別措置法に関する経緯 (都市再生税制関係)	都市再生税制に関する経緯	その他
平成14年 都市再生特措法制定		
	平成15年 都市再生税制創設(2年間) (期限:平成16年度末まで)	
	平成17年 <u>1回目の延長</u> (2年間) (期限:平成18年度末まで)	
平成19年 民間都市再生事業計画 認定期限延長 (期限:平成24年3月末まで)	平成19年 <u>2回目の延長</u> (2年間) (期限:平成20年度末まで)	
	平成21年 <u>3回目の延長</u> (2年間) (期限:平成22年度末まで)	平成20.9 リーマン ショック
平成23年 特定都市再生緊急整備地域創設 民間都市再生事業計画認定期限を 1年前倒して延長 (期限:平成29年3月末まで)	平成23年 <u>4回目の延長</u> (2年間) (期限:平成24年度末まで) ○特定都市再生緊急整備地域に対する税率を深掘りして措置 (登録免許税、不動産取得税) ○税制適用要件の強化 (所得税・法人税、登録免許税、固定資産税) ・「建物規模要件(地上階数10以上又は延床面積5万㎡以上)かつ 公共施設用地面積割合要件(30%以上)」又は 「建物規模要件(地上階数10以上又は延床面積5万㎡以上)かつ 都市利便施設整備費要件(10億円以上)」等 等	
	平成25年 <u>5回目の延長</u> (2年間) (期限:平成26年度末まで) ○緊急整備地域に対する法人税割増償却を引下げ(5割増→4割増) ○民間都市再生事業の認定ガイドラインを制定 ・着工前認定申請を明確化 ・建物にCASBEE要件を追加 等	
	平成27年 <u>6回目の延長</u> (2年間) (期限:平成28年度末まで) ○緊急整備地域に対する法人税割増償却を引下げ(4割増→3割増) ○緊急整備地域に対する登録免許税率引き下げ (0.3%→0.35%(本則0.4%)) ○不動産取得税、固定資産税に対するわがまち特例導入 (条例で定める特例割合を控除)	

都市再生特別措置法の経緯

都市再生特別措置法の制定

平成14年に都市再生特別措置法を制定。政令で指定した都市再生緊急整備地域に対して以下の支援措置を創設。

- 都市再生特別地区
- 民間都市再生事業計画の認定制度による金融支援(出資・社債等取得、債務保証、無利子貸付)、税制特例措置(平成15年～)等



その後の改正経緯等

平成16年 まちづくり交付金制度の創設

平成17年 まちづくり交付金のエリアを対象とした民間都市再生整備事業計画の認定制度による金融支援・税制特例の創設

平成19年 ・民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の5年延長

・都市再生整備推進法人の指定制度の創設

・市町村都市再生協議会の創設

平成21年 歩行者ネットワーク協定制度の創設

平成23年 ・民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の5年延長

・国際競争力強化を図るための特定都市再生緊急整備地域制度の創設

・都市利便増進協定制度の創設

・民間都市開発プロジェクトの認定の迅速化

・道路の上空利用のための規制緩和

平成24年 防災機能の向上を図るための都市再生安全確保計画及び都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設

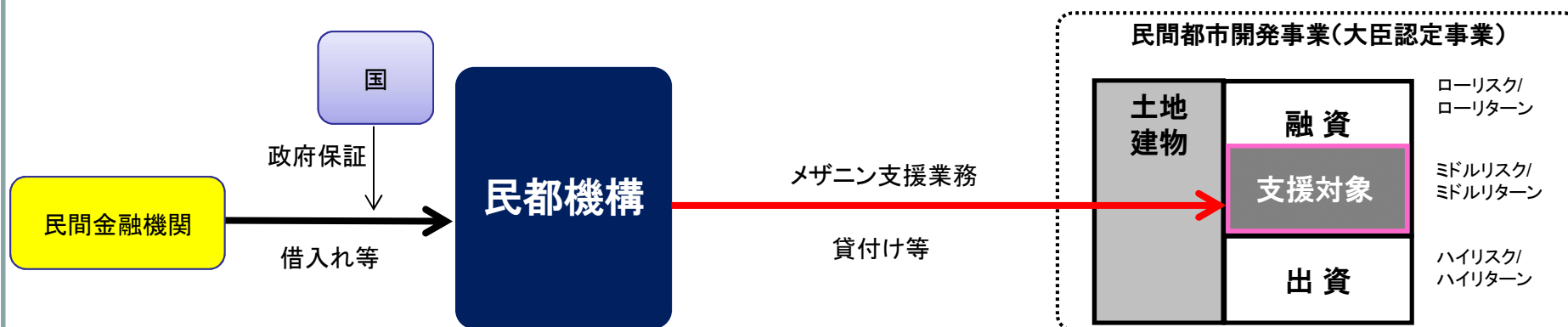
平成26年 市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するための立地適正化計画に関する制度の創設

平成29年 民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限が、H29年3月末に到来

金融支援(メザニン支援)の概要

○ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域において、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市再生事業に対して、金融支援を行う。

メザニン支援業務(平成23年度創設) 支援実績258億円(平成27年2月28日現在)



虎ノ門ヒルズ
(平成26年5月竣工)
支援額: 100億円



赤坂一丁目地区
第一種市街地再開発事業
(平成29年3月竣工予定)
支援額: 158億円



認定民間都市再生事業計画の所在について

【川口駅周辺地域】(緊急地域)
○アリオ川口・PAL川口・リボンシティレジデンス

【名古屋駅周辺・伏見・栄地域】(特定地域)
●ミッドランドスクエア
●大名古屋ビルディング
●JRゲートタワー
●中京テレビ放送株式会社 新社屋建設事業
●グローバルゲートプロジェクト



ミッドランドスクエア

【名古屋千種・鶴舞地域】(緊急地域)
○イオンタウン千種・メガロス千種

【京都駅南地域】(緊急地域)
○イオンモールKYOTO

【神戸三宮駅南地域】(緊急地域)
○ミント神戸

【広島駅周辺地域】(緊急地域)
○イズミ新本社ビル

【大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域】(特定地域/緊急地域)
●大阪ステーションシティ
●グランフロント大阪
●梅田阪急ビル
○ダイビル本館
○中之島フェスティバルタワー
○新ダイビル
○中之島フェスティバルタワー・ウエスト



梅田阪急ビル

【難波・湊町地域】(緊急地域)
○なんばパークス
○南海なんば第1ビル

【阿倍野地域】(緊急地域)
○あべのハルカス

【堺臨海地域】(緊急地域)
○堺浜シーサイドステージ

【千里中央駅周辺地域】(緊急地域)
○千里中央病院
○よみうり文化センター(千里中央)再整備事業

【守口大日地域】(緊急地域)
○イオンモール大日

【福岡都心地域】(特定地域)
●天神地下街

【高松駅周辺・丸亀町地域】(緊急地域)
○高松丸亀町商店街

【札幌駅・大通駅周辺地域】(特定地域)
●札幌三井JPビルディング

認定民間都市再生事業計画(74計画)
平成27年2月28日現在

※ **枠内** は平成27年度以降竣工予定の14計画
●印は現在特定地域の48計画
○印は現在緊急地域の26計画

【東京都心・臨海地域】(特定地域)
●パークアクシス
●TOC有明
●ザ・パークハウス晴海タワーズ クロノレジデンス
●ザ・トーキョー・タワーズ
●東京ミッドタウン
●グラントウキョウ
●大手町一丁目地区第一種市街地再開発事業
●フジテレビ湾岸スタジオ
●赤坂サカス
●ららぽーと豊洲
●丸の内パークビルディング
●有明セントラルタワー
●アークヒルズ仙石山森タワー
●歌舞伎座タワー
●東京スクエアガーデン
●コレド室町
●晴海フロント
●丸の内永楽ビルディング
●虎ノ門ヒルズ
●豊洲フォレシア
●アークヒルズサウスタワー



東京ミッドタウン

●赤坂一丁目第一種市街地再開発事業
●(仮称)大手町1-1計画A棟
●大手町タワー
●(仮称)新鉄鋼ビル建替計画
●コレド室町2・3
●京橋トラストタワー
●大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業
●(仮称)大手町1-1計画B棟
●(仮称)新日比谷プロジェクト

【新宿駅周辺地域】(特定地域)
●新宿イーストサイドスクエア

【渋谷駅周辺地域】(特定地域)
●渋谷駅街区開発事業

【秋葉原・神田地域】(緊急地域)
○秋葉原UDX
○御茶ノ水ソラシティ



シンクパークタワー

【大崎駅周辺地域】(緊急地域)
○シンクパークタワー
○大崎フォレストビルディング

【岡山駅東・表町地域】(緊急地域)
○イオンモール岡山

【横浜都心・臨海地域】(特定地域)
●パシフィックロイヤルコートみなとみらい
●TOCみなとみらい
●横浜アイマークプレイス
●(仮称)オーケーみなとみらい本社ビル事業計画
●(仮称)MM59街区B区画開発計画

【川崎殿町・大師河原地域】(特定地域)
●川崎生命科学・環境研究センター(LISE)

【川崎駅周辺地域】(緊急地域)
○ラゾーナ川崎プラザ
○ラゾーナ川崎東芝ビル

【辻堂駅周辺地域】(緊急地域)
○湘南C-X

【相模原橋本駅周辺地域】(緊急地域)
○アリオ橋本・ミッドオアシスタワーズ

○まちづくり交付金の対象区域(都市再生整備計画の区域内等)において、国土交通大臣の認定を受けた民間都市開発事業に対して、立ち上げ支援を行う。
これにより、公共公益施設のより効果的な活用や地域の活性化に貢献。

地方におけるまちづくりの拠点施設の整備等の際に得られにくい資金(出資)について支援を行う。

まち再生出資業務(平成17年度創設) 支援実績293億円(平成27年2月28日現在)



オガールプラザ
(平成24年6月竣工)
支援額:6000万円

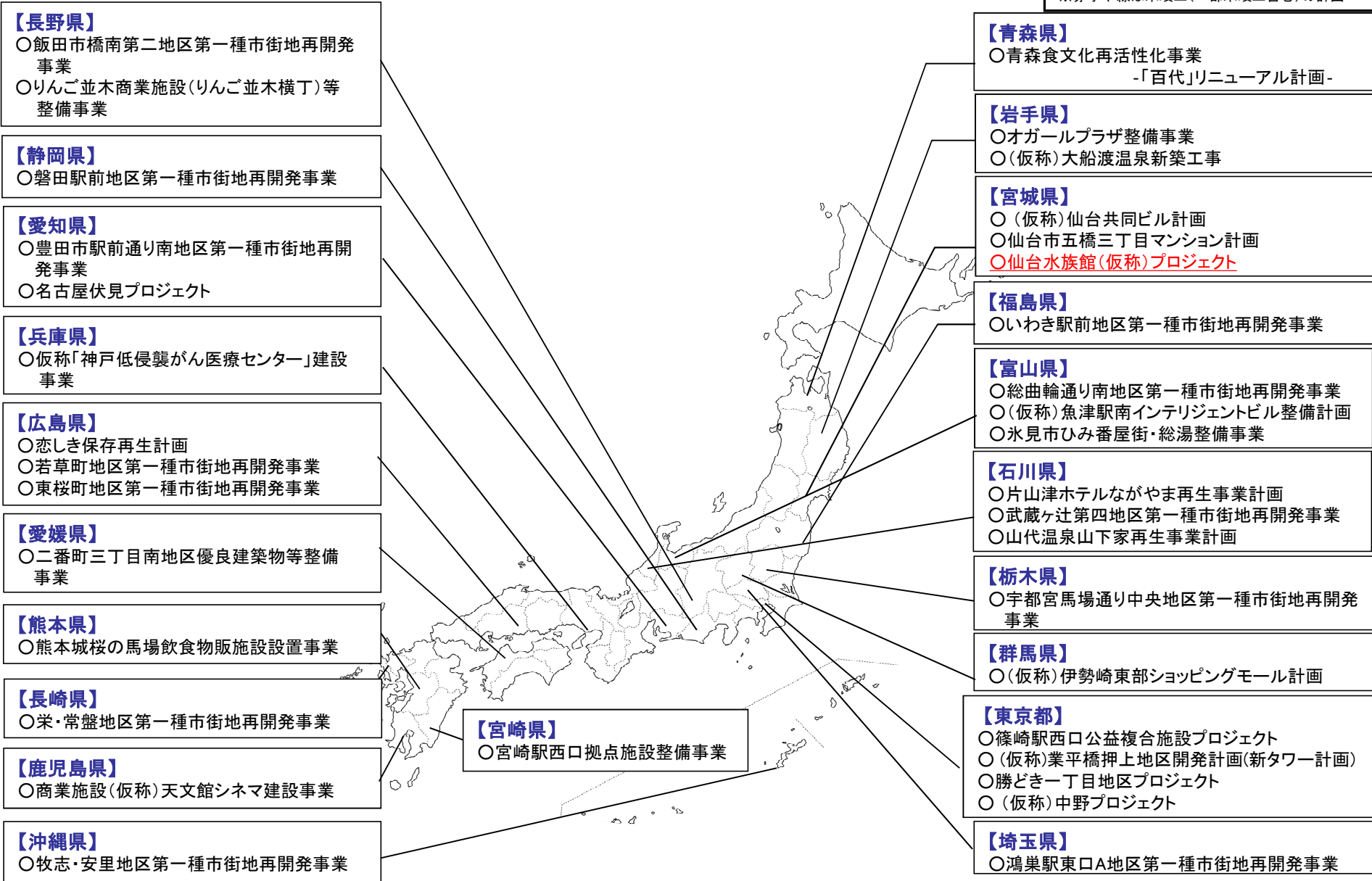


熊本城桜の馬場
飲食物販施設
(平成23年1月竣工)
支援額:7000万円



まち再生出資の対象となる民間都市開発事業の計画(認定民間都市再生整備事業計画)の所在

認定民間都市再生整備事業計画(35計画)
平成27年2月28日現在
※赤字下線は未竣工(一部未竣工含む)の計画



266百万円(うち「優先課題推進枠」50百万円)等

1. 背景・目的

首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の切迫性の高い大規模災害への備えとして国土の強靱化を図るため、人口・都市機能が集中する主要駅周辺における滞在者等の安全確保のための取組を促進すること、津波に強い地域づくりを推進すること等により、都市の防災対策を総合的に推進する。

2. 概要

人口・都市機能が集中する主要駅周辺等において、大規模な地震が発生した場合の滞在者等の安全確保のための取組を促進するため、特に緊急性が高い地域について、平成30年度末までの期間に限り、官民協議会による都市再生安全確保計画等の作成に係る補助率を2分の1から3分の2に嵩上げする等の措置を行う。併せて、地下街会社等が連携して取り組む地下街防災対策についても支援を行う。

また、南海トラフ巨大地震の津波により甚大な被害が想定される地域において、都市計画法に基づく一団地の津波防災拠点市街地形成施設の枠組みを活用し、災害時の都市の公共公益機能の維持に向けた拠点市街地の整備を支援する。



348百万円(うち「優先課題推進枠」 348百万円)等

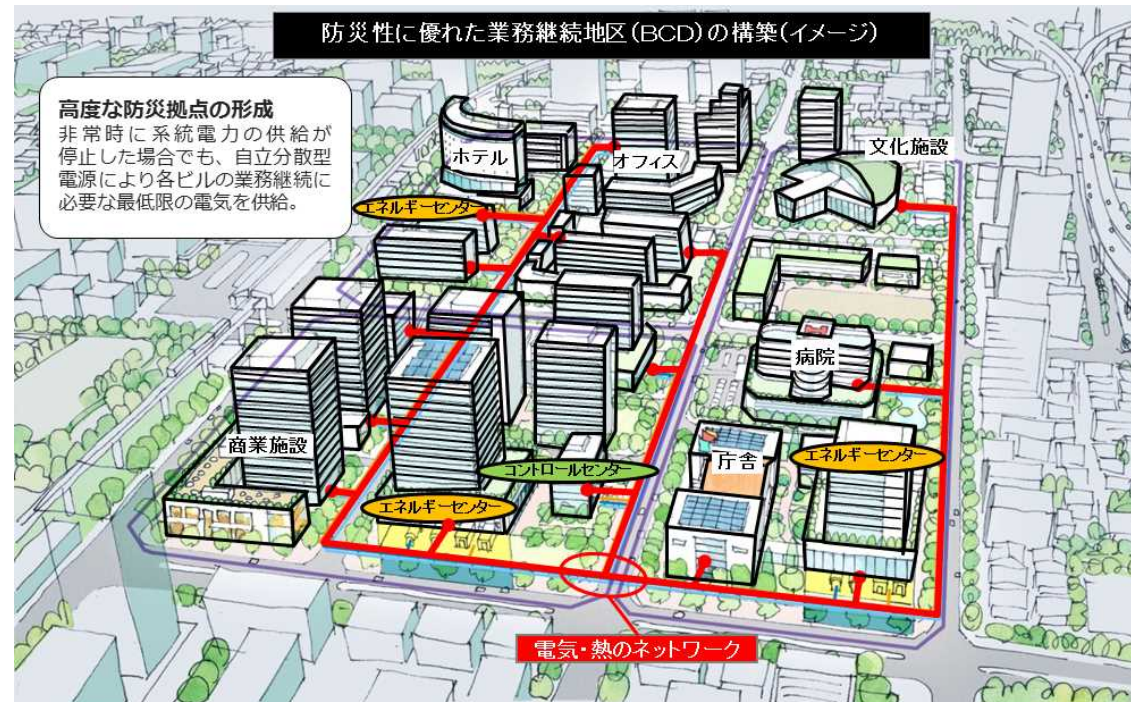
1. 背景・目的

都市機能が集積しエネルギーを高密度で消費する拠点地区であって、災害対応の拠点となる地区における災害時のエネルギー不足は、業務継続や災害対応に支障をきたし、我が国経済への影響も大きい。

このため、当該地区において、エネルギーの自立化・多重化に資するエネルギー面的ネットワークにより、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区(BCD: Business Continuity District)の構築を支援することにより、我が国都市の国際競争力の強化等を図る。

2. 概要

業務継続地区を構築するための計画策定、コーディネート、施設整備(エネルギー供給施設、ネットワーク、マネジメントシステム及び関連施設の整備等)を支援する制度を創設する。



新たなステージに対応した防災、減災のあり方

近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化していること等に対応した、新たな防災・減災の取組が必要

概要

- 時間雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加しているなど、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化
- 平成26年8月の広島ではバックビルディング現象による線状降水帯の豪雨が発生
- 2013年11月にはフィリピンにスーパー台風が襲来
- 大規模な火山噴火等の発生のおそれ

既に明らかに雨の降り方が変化していること等を「新たなステージ」と捉えて

災害に対する脆弱性

- 「国土」が脆弱
 - ・大都市の多くの範囲がゼロメートル地帯等
 - ・地質が地殻変動と風化の進行等により脆い
 - ・世界の地震(M6以上)の2割、活火山の1割が日本付近
- 文明の進展に伴い、
 - 「都市」が脆弱に
 - ・水害リスクの高い地域に都市機能が集中化
 - ・地下空間の高度利用化(地下街、地下鉄等)
 - 「人」が脆弱に
 - ・施設整備が一定程度進み、安全性を過信
 - ・想定していない現象に対し自ら判断して対応できない

最悪の事態の想定

- 地震：最大級の強さを持つ地震動を想定
 - ・阪神・淡路大震災を踏まえ、最大クラスの地震動に対し、機能の回復が速やかに行い得る性能を求める等の土木構造物の耐震設計を導入
- 津波：最大クラスの津波を想定
 - ・東日本大震災を踏まえ、最大クラスの津波に対し、なんとしても命を守るという考え方にに基づき、まちづくりや警戒避難体制の確立などを組み合わせた多重防御の考え方を導入
- 洪水等：未想定

- 最大クラスの大雨等に対して施設で守りきるのは、財政的にも、社会環境・自然環境の面からも現実的ではない
- 「比較的発生頻度の高い降雨等」に対しては、施設によって防御することを基本とするが、それを超える降雨等に対しては、ある程度の被害が発生しても、「少なくとも命を守り、社会経済に対して壊滅的な被害が発生しない」ことを目標とし、危機感を共有して社会全体で対応することが必要である。

- 最悪の事態も想定して、個人、企業、地方公共団体、国等が、主体的に、かつ、連携して対応することが必要であり、これらについての今後の検討の方向性についてとりまとめ

命を守る

- 「行動指南型」の避難勧告に加え、「状況情報」の提供による主体的避難の促進、広域避難体制の整備等を目指す。
 - ① 最大クラスの洪水・高潮等に関する浸水想定・ハザードマップを作成し、様々な機会における提供を通じた災害リスクの認知度の向上
 - ② 防災情報の時系列での提供、情報提供する区域の細分化による状況情報の提供
 - ③ 個々の市町村による避難勧告等の現在の枠組み・体制では対応困難な大規模水害等に対し、国、地方公共団体、公益事業者等が連携した、広域避難、救助等に関するタイムライン(時系列の行動計画)の策定

等

社会経済の壊滅的な被害を回避する

- 最悪の事態を想定・共有し、国、地方公共団体、公益事業者、企業等が主体的かつ、連携して対応する体制の整備を目指す。
 - ① 最大クラスの洪水・高潮等が最悪の条件下で発生した場合の社会全体の被害を想定し、共有
 - ② 応急活動、復旧・復興のための防災関係機関、公益事業者の業務継続計画作成を支援
 - ③ 被害軽減・早期の業務再開のため、水害も対象とした企業のBCPの作成を支援
 - ④ 国、地方公共団体、公益事業者等が連携して対応する体制の整備と関係者一体型タイムラインの策定
 - ⑤ TEC-FORCEによる市町村の支援体制の強化

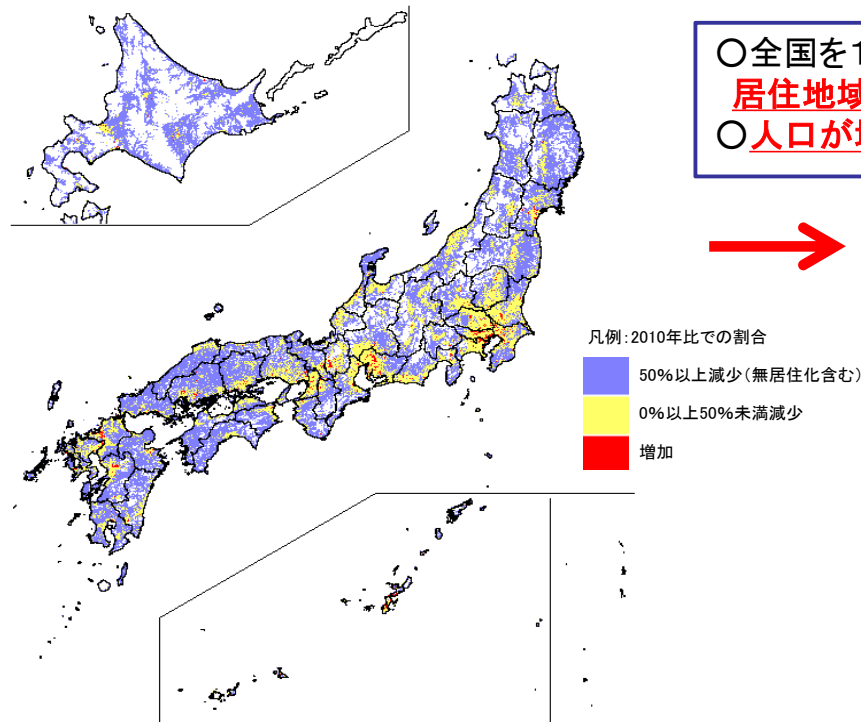
等

○本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有
 ○2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示す

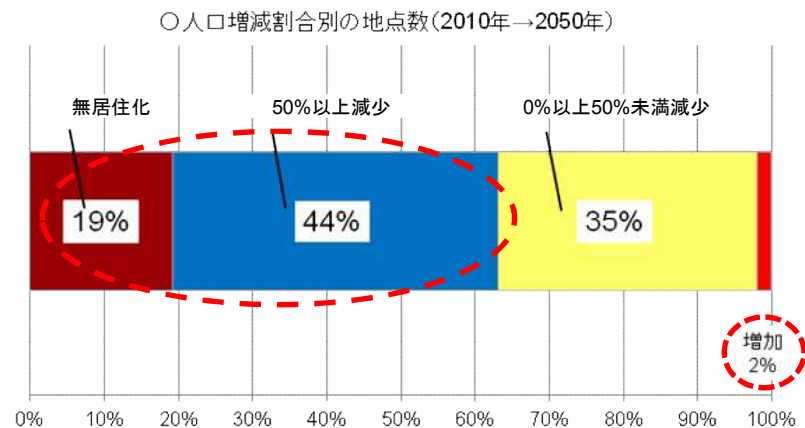
時代の潮流と課題

- ① 急激な人口減少、少子化
- ② 異次元の高齢化の進展
- ③ 都市間競争の激化などグローバル化の進展
- ④ 巨大災害の切迫、インフラの老朽化
- ⑤ 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
- ⑥ ICTの劇的な進歩など技術革新の進展

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



○全国を1km²のメッシュで見ると、**人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上。2割は人が住まなくなる。**
 ○**人口が増加する地点の割合は約2%であり、主に大都市圏に分布。**



（出典）総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成

コンパクト+ネットワーク

キーワードは**コンパクト+ネットワーク**

コンパクト+ネットワークの意義・必要性

- ① **質の高いサービスを効率的に提供**
 - ・人口減少下において、各種サービスを効率的に提供するためにはコンパクト化が不可欠
 - ・しかし、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小
 - ・このため、ネットワーク化により都市機能に応じた圏域人口を確保
- ② **新たな価値創造**
 - ・人・モノ・情報の高密度な交流が実現し、イノベーションを創出

➡ コンパクト+ネットワークにより、**国全体の「生産性」を高める国土構造**

多様性と連携による国土・地域づくり

- ① 各地域が「**多様性**」を再構築し、自らの資源に磨きをかける
 - ② 複数の地域間の「**連携**」により、人・モノ・情報の交流を促進
- ・「**多様性と連携**」を支えるのが**コンパクト+ネットワーク**
- ・コンパクト+ネットワークは、**交通革命**、**新情報革命**を取り込み、距離の制約を克服するとともに、**実物空間と知識・情報空間を融合させる**
- ・交流は、それぞれの地域が多様であるほど活発化(→**対流**)
- ・**対流のエンジンは多様性(温度差(地域間の差異)がなければ対流は起こり得ない)** → 常に多様性を生み出していく必要

国土づくりの3つの理念

多様性
「ダイバーシティ」

連携
「コネクティビティ」

災害への粘り強くなやかな対応
「レジリエンス」

基本戦略

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 「小さな拠点」と高次地方都市連合等 (2) 攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり (3) スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成 (4) 日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進 (5) 国の光を觀せる観光立国の実現 (6) 田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出 | <ul style="list-style-type: none"> (7) 子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 (8) 美しく、災害に強い国土 (9) インフラを賢く使う (10) 民間活力や技術革新を取り込む社会 (11) 国土・地域の担い手づくり (12) 戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応 |
|--|---|

第1章 国土に係る状況の変化

第1節 国土を取り巻く時代の潮流と課題

- (1) 急激な人口減少、少子化
- (2) 異次元の高齢化の進展
- (3) 都市間競争の激化などグローバル化の進展
- (4) 巨大災害の切迫、インフラの老朽化
- (5) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
- (6) ICTの劇的な進歩など技術革新の進展

第2節 国民の価値観の変化

- (1) ライフスタイルの多様化
 - ・国際化の中で競争に勝ち抜き経済的豊かさを目指す「国際志向」
 - ・自然や地域に根付いた金銭に換算できない豊かさを求める「地域志向」
- (2) コミュニティの弱体化、共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化
- (3) 安全・安心に対する国民意識の高まり

第3節 国土空間の変化

- (1) 低未利用地や耕作放棄地、空き家、所有者の所在把握が難しい土地等の顕在化
- (2) 森林の適切な整備・保全や国産材の本格的活用による持続的な森林管理の必要性
- (3) 海洋環境及び海洋権益の保全、海洋資源の利活用、離島地域の適切な管理を行う必要

「日本の命運を決する10年」

第2章 国土の基本構想

第1節 「対流促進型国土」の形成:「対流」こそが日本の活力の源泉

○「対流」の意義

- ・多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携し生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報等の双方向の動き。地域間の個性の差が際立つほど、よりダイナミックに
- ・単なる平面的な二地域間交流だけでなく、広がりのある立体的で重層的な「対流」を促進

○「対流」の発生、維持、拡大と対流促進型国土

地域の多様な個性が温度差となって対流が発生、維持、拡大する「対流促進型国土」の形成を図ることを国土の基本構想とする

第2節 重層かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」

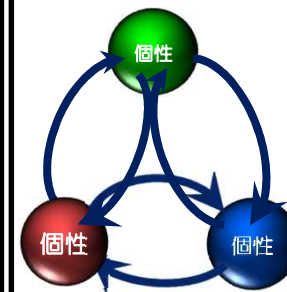
様々な「コンパクト+ネットワーク」が国土全体に重層的に広がる。生活サービス機能から高次都市機能、国際業務機能まで提供され、イノベーションを創出するとともに、災害に対しても強くしなやかな国土構造を実現

第3節 東京一極集中の是正と東京圏等の位置づけ

第4節 地域別整備の方向

- ・集落地域、地方都市圏、地方広域ブロック、大都市圏
- ・都市と農山漁村の相互貢献による共生

対流は立体的に



第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性

第1節 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

(1) 個性ある地方の創生

- ・地域構造の将来像(「小さな拠点」、「コンパクトシティ」、地域間連携)
- ・魅力ある「しごと」の創出(地域資源の活用、農林水産業の6次産業化、観光振興、サービス産業の生産性向上、イノベーション拠点の形成等)
- ・人の対流の推進(移住、二地域居住、二地域生活・就労等)

(2) 活力ある大都市圏の整備

- ・大都市圏の強い個性と連携による新たな価値の創造(東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、その後も見通した取組の推進等)
- ・安全・安心な大都市圏の形成(「地域包括ケアのまちづくり」等)
- ・安心して子どもを産み育てるための環境整備(子育てに適したまちづくり)

(3) グローバルな活躍の拡大

- ・世界に活動の場を拡げ、成長力を高める(選択と集中、産学官金の連携等)
- ・グローバルな対流の高度化(空港、港湾の機能強化、日本海・太平洋二面活用型国土等)
- ・リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成
- ・観光立国のさらなる展開(2020年を大きな通過点として、その後の長期を見通した戦略的な取組の推進等)

第2節 安定した社会を支える安全・安心な国土

(1) 安全・安心で持続可能な国土の形成

- ・災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築(多重性・代替性、東北の復興等)
- ・国土の適切な管理・土地の有効利用(農用地の保全、森林の整備及び保全、健全な水循環の構築等)
- ・環境と共生した持続可能な国土づくり(生物多様性の確保、適正な物質循環の構築、地球環境問題への対応)
- ・海洋・海域の保全と利活用
- ・国民の参加による国土管理(国土の多面的・選択的な利用等)

(2) 国土基盤の維持・整備・活用

- ・戦略的メンテナンスの推進、スマートインフラ化の普及
- ・安全安心インフラ、生活維持インフラ、成長インフラの整備における「選択と集中」の徹底
- ・インフラを支える担い手の確保(現場の担い手・技能人材の確保・育成)

第4節 横断的な視点

- (1) 時間軸の設定
- (2) ICT等の技術革新の導入
- (3) 民間活力の活用(PPP、PFI等)

第3節 国土を支える参画と連携

(1) 地域を支える担い手の育成

- ・地域づくりを担う人材の育成
- ・「若者希望社会」の形成
- ・「女性活躍社会」の実現
- ・「高齢者参画社会」の推進

(2) 共助社会づくり

- ・共助社会づくりにおける多様な主体の形成
- ・人の対流を活用した共助社会づくり
- ・コミュニティの再生
- ・出産・子育ての環境整備(職住近接、テレワーク等)

国土形成計画の枠組み

根拠法: 国土形成計画法
(国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

- 量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画」へ
- 国主導から二層の計画体系(分権型の計画づくり)へ

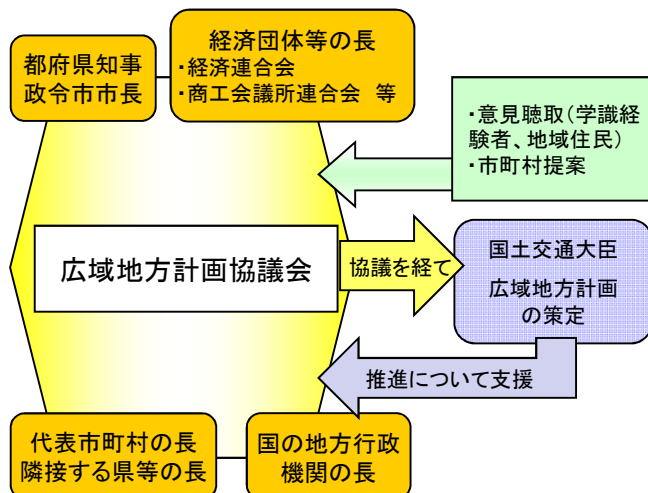
全国計画 (平成20年7月閣議決定)

- 長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
- 地方公共団体から国への計画提案制度



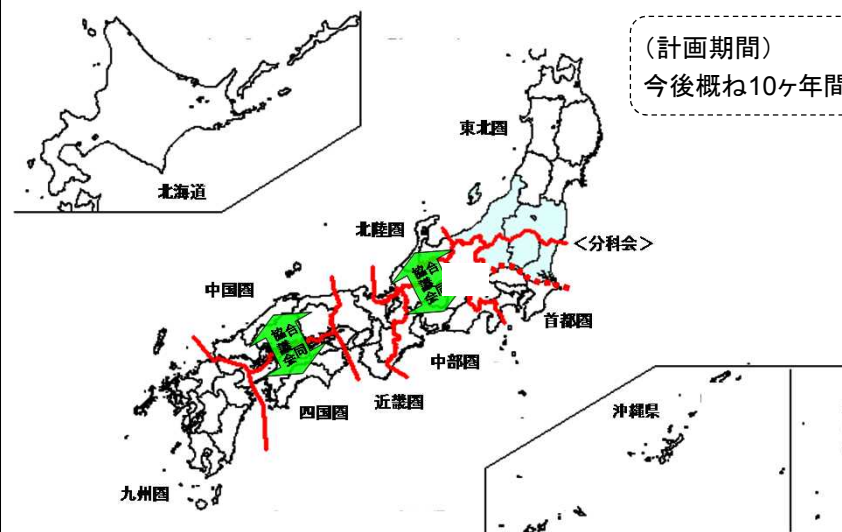
広域地方計画(平成21年8月策定)

- 国と地方の協働による広域ブロックづくり
 - ・ 国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織し、計画及びその実施に関し必要な事項について協議



広域地方計画

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る



- 広域ブロックごとに特色ある戦略を描く
- 各ブロックが交流・連携、相乗効果による活力
- 各地域が相互に補い合って共生
- 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築

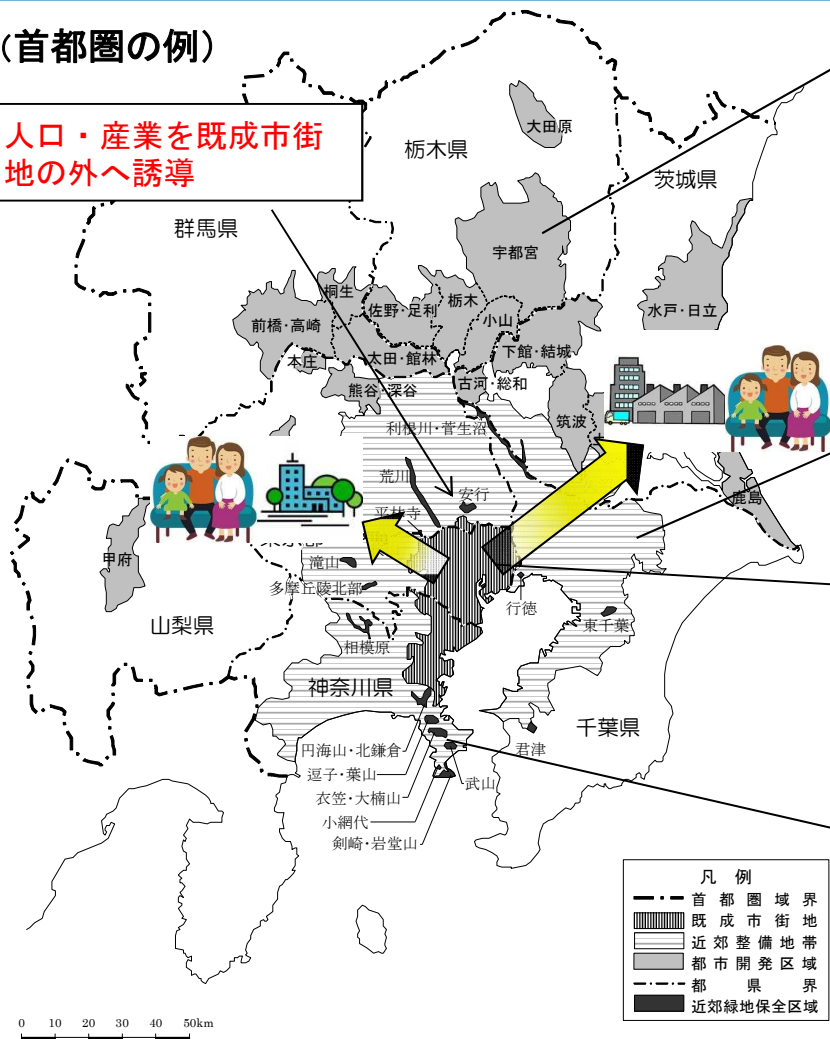
広域地方計画の改定

国土のグランドデザイン2050の策定(平成26年7月)、全国計画の改定(平成27年夏頃予定)等を踏まえ、広域地方計画の改定を検討中(平成27年度中決定予定)。

○ 東京圏を始めとした大都市圏の人口集中・過密問題を背景に、大都市圏中心部への人口・産業(特に工場)の集中を抑制するとともに、無秩序な市街化の抑制や圏域内での受け皿整備を推進するため、大都市圏整備法が制定され、政策区域制度が創設されている。
(首都圏:昭和31年、近畿圏:昭和38年、中部圏:昭和41年)

(首都圏の例)

人口・産業を既成市街地の外へ誘導



<都市開発区域>

既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため、工業都市、住宅都市その他の都市として発展させることが適当な区域

<近郊整備地帯>

既成市街地等の近郊でその無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域

<既成市街地>

産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域

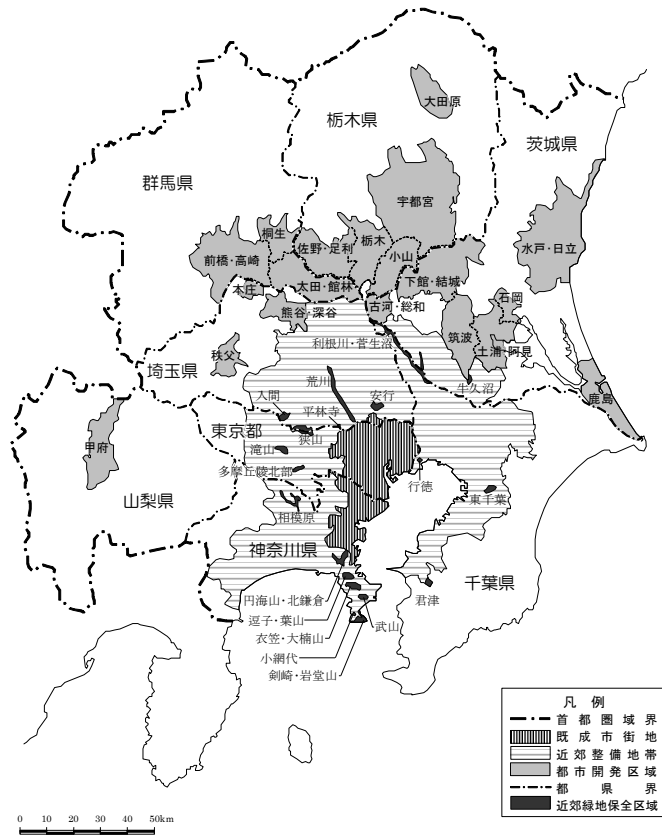
<近郊緑地保全区域>

大都市部の周辺において、地域住民の健全な生活環境を確保し、無秩序な市街地化を防止するため、広域的な見地から緑地を保全する区域

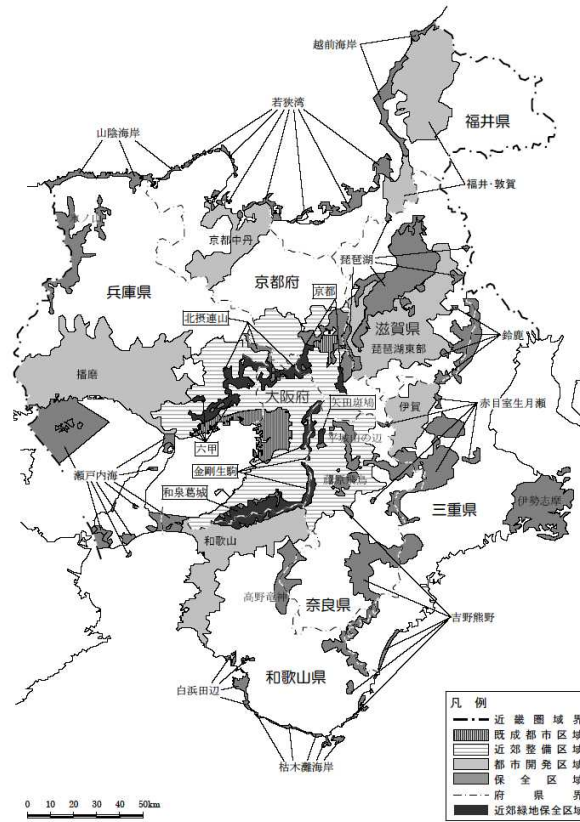
0 10 20 30 40 50km

大都市圏制度の概要(大都市圏整備法の政策区域)

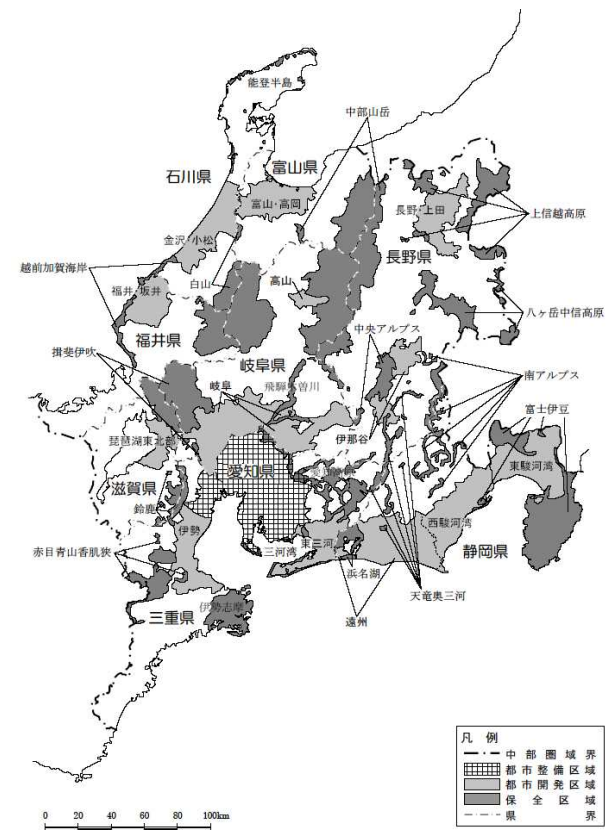
<首都圏(昭和32年12月~)>



<近畿圏(昭和40年5月~)>



<中部圏(昭和43年11月~)>

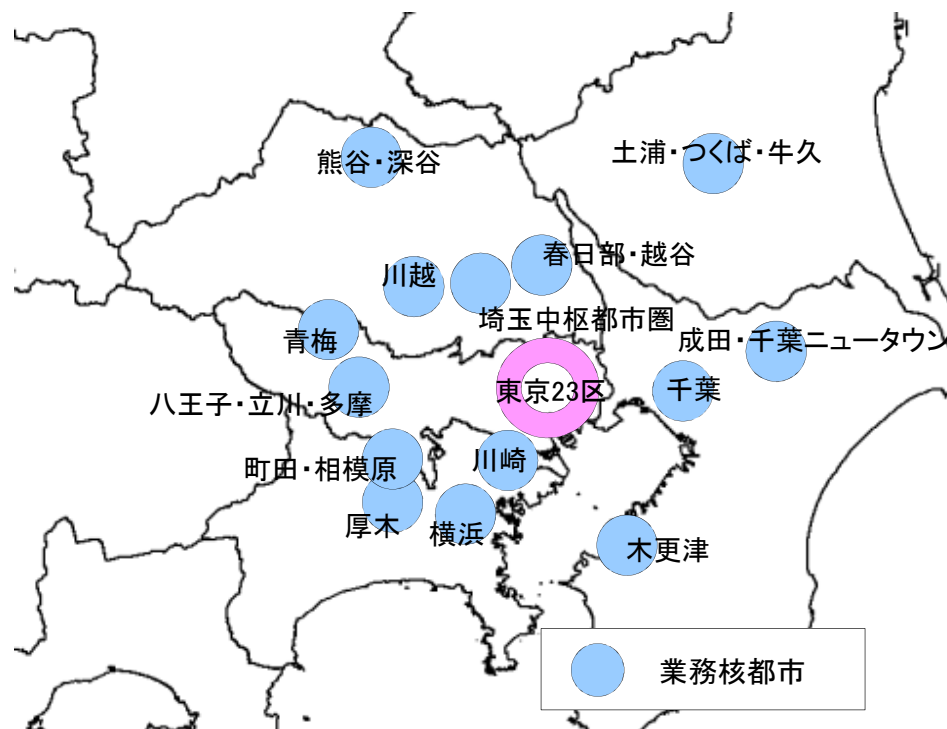


業務核都市の概要

<業務核都市>

○東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏における適正な配置を図るため、東京圏における東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域の中核となるべき都市の区域。<多極分散型国土形成促進法(昭和63年6月法律第83号)>

○平成20年頃まで、税制、資金確保、地方債の特例等により、中核施設の整備等を支援。

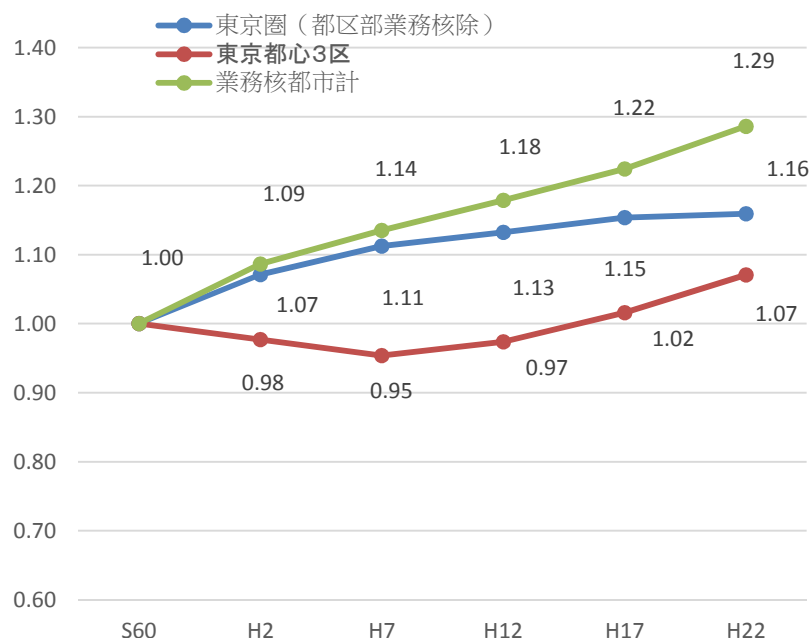


業務核都市	承認・同意年月日	主な中核施設
千葉	平成3年3月19日	幕張メッセ 幕張テクノガーデン
木更津	平成4年3月30日	かずさDNA研究所
埼玉中枢都市圏	平成4年4月15日	さいたまスーパーアリーナ
土浦・つくば・牛久	平成5年2月1日	つくばカピオ
横浜	平成5年2月1日	パシフィコ横浜 横浜ランドマークタワー クイーンズスクエア横浜 日産スタジアム
八王子・立川・多摩	平成7年8月1日	八王子学園都市センター ファーレ立川センタースクエア
川崎	平成9年3月31日	ソリッドスクエア ミュージアム川崎 かながわサイエンスパーク
厚木	平成9年3月31日	厚木サテライト・ビジネス・パーク
熊谷・深谷	平成15年11月19日	テクノグリーンセンター
成田・千葉ニュータウン	平成16年3月23日	成田空港旅客ターミナルビル
町田・相模原	平成16年3月30日	さがみはら産業創造センター
春日部・越谷	平成18年3月16日	東部地域振興ふれあい拠点施設
川越	平成20年3月19日	鏡山酒造跡地活用施設 埼玉県農業大学校
青梅	平成21年4月15日	吉川英治記念館

業務核都市における人口等の動向

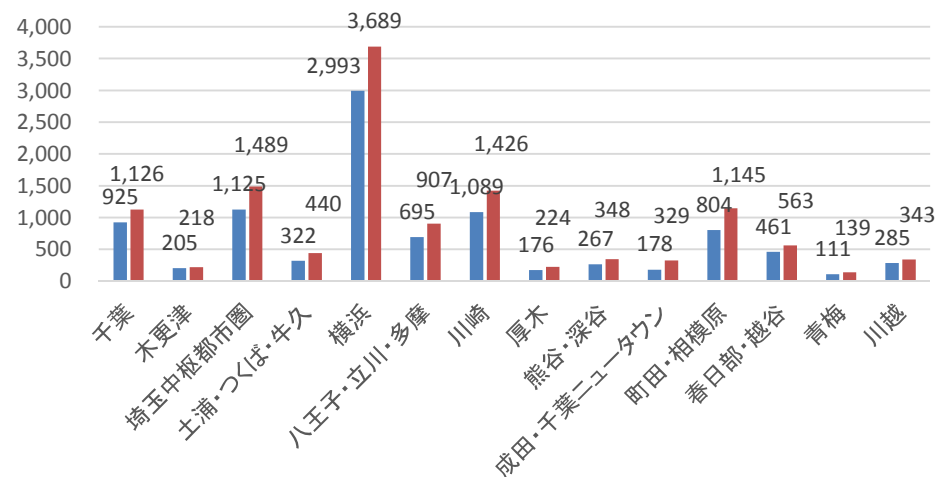
- 業務核都市制度創設以前の昭和60年を起点とした人口増加率は、東京圏と業務核都市は増加、都心3区は横ばいから増加傾向にあり、中でも業務核都市はもっとも人口増加率が高い。
- 昭和60年と平成22年を比較すると、すべての業務核都市において人口が増加している。
- 地域間トリップ増加率は、都区部の周辺地域間のトリップ増加率が高くなっている。

業務核都市の人口増加率

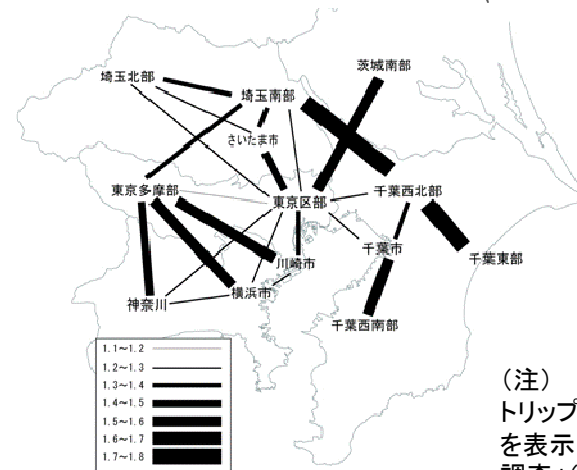


(注)
 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 都心3区は千代田区、中央区、港区

業務核都市別の人口動向



地域間トリップ増加率
(昭和63年から平成20年)



(注)
 トリップ増加数が5万トリップ以上の地域間
 を表示(資料:東京都市圏パーソントリップ
 調査)(東京都市圏交通計画協議会)

近郊緑地保全区域の概要

○首都圏、近畿圏においては、戦後、急速な人口の増加により市街地が拡大し、緑地が著しく減少したことから、大都市部の周辺において、地域住民の良好な生活環境を確保し、無秩序な市街地化を防止するための広域的な見地から緑地を保全することを目的とした、近郊緑地保全制度（首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律）が設けられている。

①近郊緑地保全区域

指定主体	国土交通大臣	
保全計画	【首都圏】国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当該区域について近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を決定。	【近畿圏】知事は、保全区域の指定があったときは、関係市町村長と協議して、当該区域に係る保全区域整備計画を作成することができる。
行為規制	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、 知事等に届出 。 ○知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、 助言又は勧告 を行うことができる。	
その他	○地方公共団体又は緑地管理機構は、近郊緑地保全区域内の土地の所有者等と管理協定を締結し、近郊緑地の管理を行うことができる。近郊緑地の保全に要する費用は、都府県等の負担。	

近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく、特に良好な自然の環境を有する等の土地の区域については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

②近郊緑地特別保全地区

決定主体	都府県等	
行為規制 (※都市緑地法で規定)	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、 知事等の許可 が必要。 ⇒ 上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、通常生ずべき 損失を補償 。 ⇒ 上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買入れの申出があった場合、当該土地を買入れ。国はその一部を補助。 ○知事等は緑地保全について必要な措置（原状回復等）を命じることができる。	
その他	○国は、地方公共団体が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都府県等の財政状況が許す限り、配慮する。	

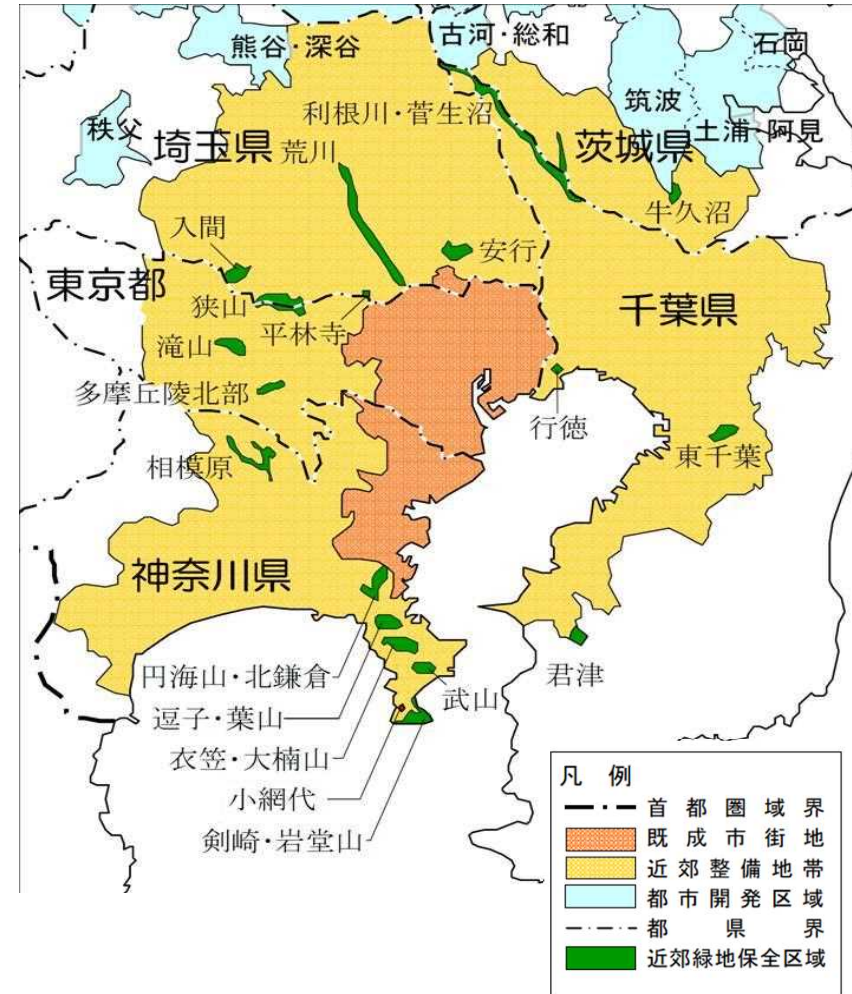
近郊緑地保全区域の指定状況(首都圏)

首都圏近郊緑地保全区域一覧

(平成24年度末現在)

都県名	市町村名	近郊緑地保全区域			近郊緑地特別保全地区		
		名称	面積 (ha)	指定(変更) 年月日	名称	面積 (ha)	指定(変更) 年月日
神奈川県	横須賀市	武山	327	S42. 2. 16	武山	34.5	S42. 3. 29
	横須賀市及び三浦郡葉山町	衣笠・大楠山	958	S42. 2. 16	衣笠・大楠山	49.5	S47. 11. 17
	逗子市及び三浦郡葉山町	逗子・葉山	1,087	S42. 2. 16	三ヶ岡山	33.2	S42. 3. 29
	相模原市	相模原	540	S42. 2. 16	相模原	73.0	S48. 9. 14
			644	S46. 4. 30	相模横山・相模川	102.7	H 7. 3. 14
	三浦市	剣崎・岩堂山	618	S46. 4. 30		103.8	H12. 3. 31
		小網代	70	H17. 9. 22		65.0	H23. 10. 18
	横浜市及び鎌倉市	円海山・北鎌倉	962	S44. 3. 28	円海山	100.0	S44. 5. 13
			998	S52. 9. 21	大丸山	116.0	H21. 3. 25
					鎌倉	44.0	H22. 3. 23
					鎌倉	131.0	H23. 10. 18
					公田	5.4	H24. 3. 5
	東京都	八王子市及び日野市	多摩丘陵北部	264	S42. 2. 16		
八王子市及びあきる野市		滝山	488	S42. 2. 16			
東村山市、東大和市、武蔵村山市、西多摩郡瑞穂町、							
埼玉県	所沢市及び入間市	狭山	1,607	S42. 2. 16			
	入間市	入間	398	S44. 3. 28			
	川越市、さいたま市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、富士見市及び比企郡川島町	荒川	3,304	S42. 2. 16			
	新座市	平林寺	68	S44. 3. 28	平林寺	58.4	S45. 10. 13
	川口市	安行	580	S42. 2. 16		60.4	H 6. 3. 29
	千葉市	東千葉	734	S42. 2. 16	東千葉	61.3	S42. 3. 25
	市川市	行徳	83	S45. 5. 25	行徳	83	S45. 8. 28
千葉県	君津市	君津	635	S48. 6. 20			
	野田市		376	S48. 6. 20			
	常総市、坂東市、猿島郡境町及び同五霞町	利根川・菅生沼	2,448	S52. 9. 21			
茨城県	龍ヶ崎市、牛久市及び取手市	牛久沼	452	S44. 3. 28			
	計	19区域	15,861		13地区	1,020.1	

首都圏近郊緑地保全区域



注1) 市町村名の_は、右記の近郊緑地特別保全地区の構成市町村である。
 注2) 面積欄のうち下線のないものが、現行の面積である。

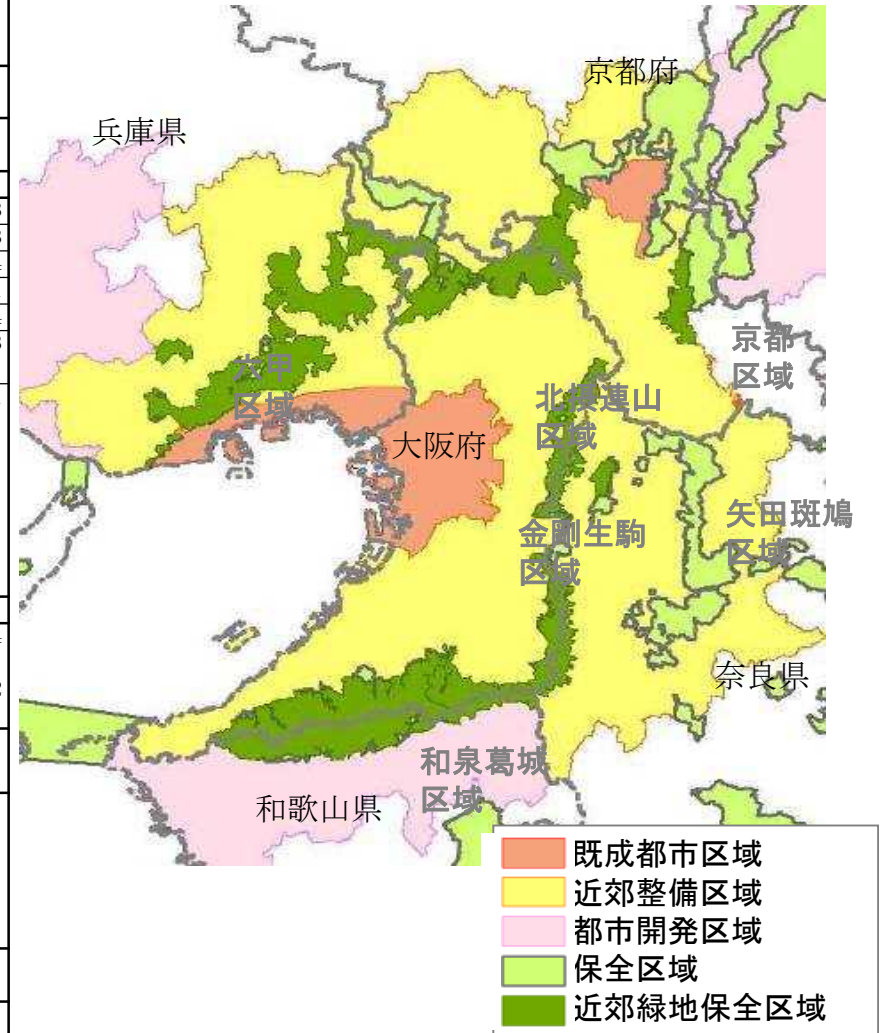
近郊緑地保全区域の指定状況(近畿圏)

近畿圏近郊緑地保全区域一覧

(平成24年度末現在)

府県名	市町村名	近郊緑地保全区域			近郊緑地特別保全地区		
		名称	面積 (ha)	指定(変更)年月日	名称	面積 (ha)	指定(変更)年月日
京都	京都市、宇治市、城陽市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町	京都	6,870	S44.4.11			
	京都市			(S46.3.10)	小塩山 善峰寺	175 37	H8.5.24
兵庫	神戸市、西宮市、芦屋市及び宝塚市	六甲	11,138	S43.2.23	西須磨	21	S43.3.23
			12,230	S44.4.11	東須磨	177	S43.3.23
			13,015	S46.3.10	高取	136	H4.11.24
			13,015	S61.7.30	摩耶・諏訪山	508	H10.7.31
			13,060	H9.10.23	帝釈丹生山	764	H4.11.24
	神戸市、西宮市、宝塚市、川西市、三田市及び川辺郡猪名川町	北摂連山	7,690	S43.2.23	打越山	127	H16.4.13
			9,410	S44.4.11	坊主山	61	
			20,761	S46.3.10	鉢伏山	81	H10.7.31
			21,087	S47.7.3	ひよどりごえ	6	
					会下山	15	
大阪	池田市、高槻市、茨木市、箕面市、豊能郡豊能町、同能勢町及び三島郡島本町	金剛生駒	14,930	S43.2.23	良元・生瀬	223	
			15,710	S44.4.11	千刈	67	H4.11.24
				(S46.3.10)	鎌倉峡	194	
奈良	五條市、御所市、生駒市、香芝市、生駒郡平群町、同三郷町、葛城市	矢田斑鳩	15,650	S61.7.30	北中山	67	H13.10.23
			880	S43.2.23			
大阪	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、泉南市、阪南市、泉南郡熊取町及び同岬町	和泉葛城	23,790	S43.2.23			
				(S46.3.10)			
和歌山	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町		23,665	S47.7.3			
			23,922	H21.7.28			
計		6区域	81,469		17地区	2,698	

近畿圏近郊緑地保全区域



- 既成都市区域
- 近郊整備区域
- 都市開発区域
- 保全区域
- 近郊緑地保全区域

注1) 指定年月日の()内は、変更により複雑になった区域指定を整理するために行った告示の年月日であり、区域の変更は行われていない。

筑波研究学園都市の概要①



○位置
茨城県つくば市の全域

	面積(ha)	計画人口	現在人口 (H26.10月)
研究学園地区	約2,700	約10万人	約7.6万人
周辺開発地区	約25,700	約25万人	約14.5万人
合計	約28,400	約35万人	約21.9万人

1. 建設の経緯

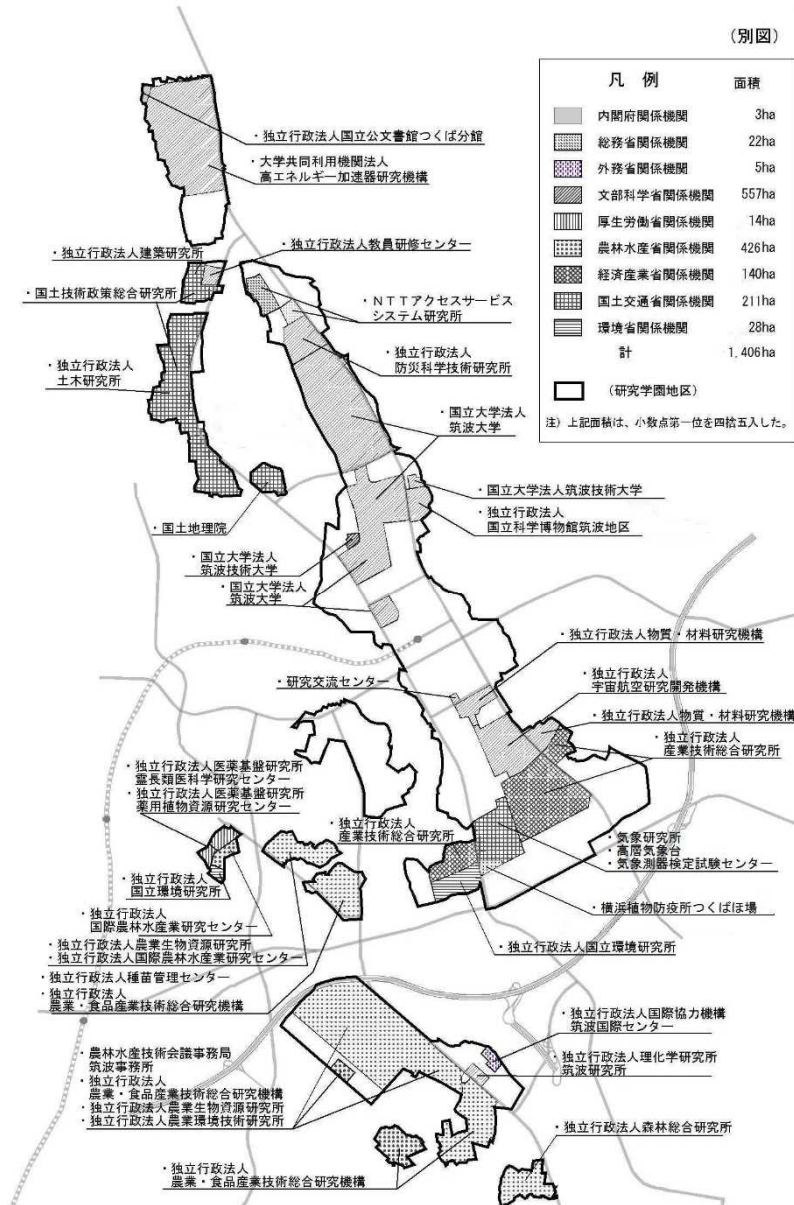
- ・昭和36年：首都への人口の過度集中緩和のため、官庁の集団移転の閣議決定
- ・昭和38年：研究・学園都市の建設地を筑波地区とする閣議了解
- ・昭和42年：36の移転機関（当初）閣議了解
- ・昭和43年：試験研究機関の建設開始
- ・昭和45年：筑波研究学園都市建設法 公布・施行

2. 建設の目的

- ・東京及び周辺から移転した機関、筑波大学を中心とした研究・教育拠点形成
- ・機関の計画的移転による東京への人口集中緩和

筑波研究学園都市の概要②

○筑波に移転した研究・教育機関



関係省庁	研究機関名
内閣府	独立行政法人国立公文書館つくば分館
総務省	NTTアクセスサービスシステム研究所
外務省	独立行政法人国際協力機構筑波国際セ
文部科学	国立大学法人筑波大学
	国立大学法人筑波技術大学
	大学共同利用機関法人高エネルギー加
	独立行政法人国立科学博物館筑波地区
	独立行政法人防災科学技術研究所
	独立行政法人教員研修センター
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
	独立行政法人物質・材料研究機構
	独立行政法人理化学研究所筑波研究所
	研究交流センター
厚生労働	独立行政法人医薬基盤研究所薬長類医学研究センター
	独立行政法人医薬基盤研究所薬用植物資源研究センター
農林水産	横浜植物防疫所つくばほ場
	独立行政法人種苗管理センター
	農林水産技術会議事務局筑波事務所
	独立行政法人農業・食品産業技術総合
	独立行政法人農業生物資源研究所
	独立行政法人農業環境技術研究所
	独立行政法人国際農林水産業研究セン
	独立行政法人森林総合研究所
経済産業	独立行政法人産業技術総合研究所
国土交通	国土地理院
	国土技術政策総合研究所
	独立行政法人土木研究所
	独立行政法人建築研究所
	気象測器検定試験センター
	気象研究所
	高層気象台
環境省	独立行政法人国立環境研究所

関西文化学術研究都市の概要①

【関西文化学術研究都市：全域】



○位置

京都府・大阪府・奈良県に跨る京阪奈丘陵地域

京都府：京田辺市、精華町、木津川市

大阪府：枚方市、四条畷市、交野市

奈良県：奈良市、生駒市

(H26.4月現在)

	面積(ha)	整備状況(ha)	計画人口	現在人口
関西文化学術研究都市全体	約15,000	—	約41万人	約24.5万人
うち文化学術研究地区	約3,600	施設整備済 2,036	約21万人	約9.0万人

1. 建設の経緯

- ・昭和53年：関西学術研究都市調査懇談会 発足（座長：奥田東 元京大総長）
- ・昭和60年：関西文化学術研究都市関係省庁連絡会議 発足
- ・昭和61年：関西文化学術研究都市建設基本方針 策定
- ・昭和62年：関西文化学術研究都市建設促進法 公布・施行

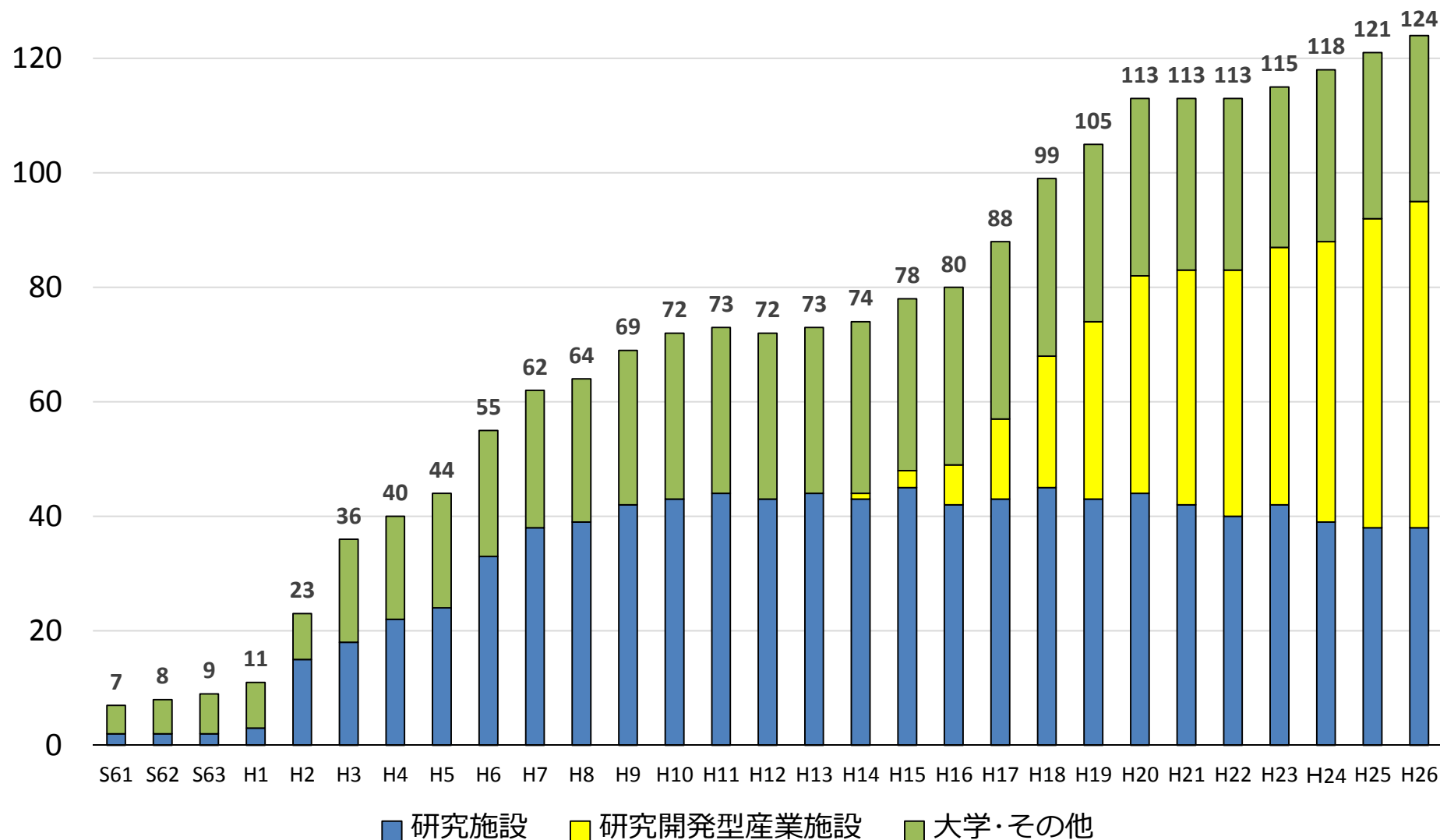
2. 建設の目的

- ・文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設
- ・学術、産業、行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、都市の建設を進める

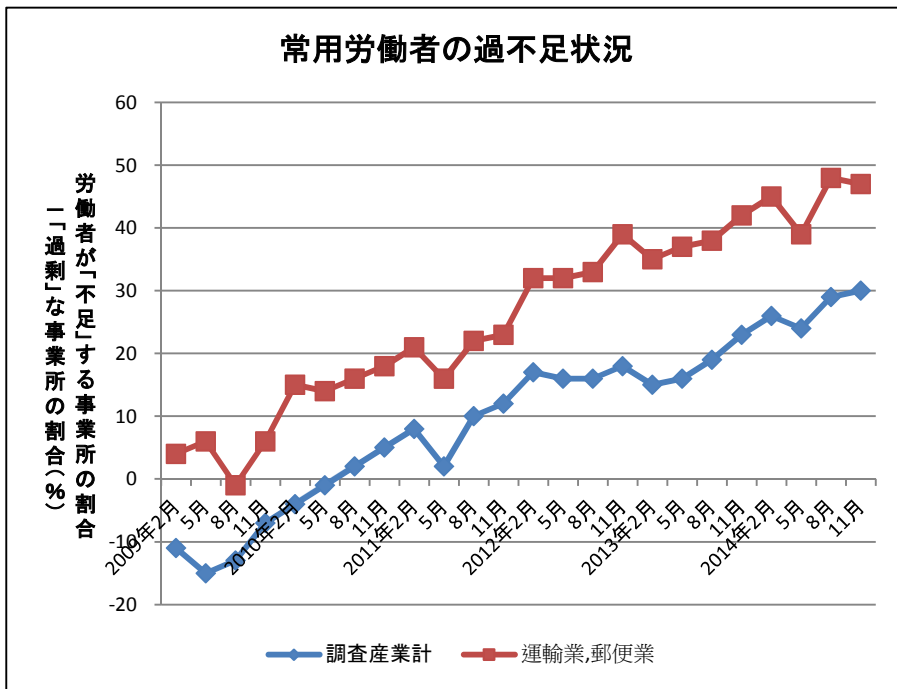
関西文化学術研究都市の概要②

○文化学術研究施設（※）の推移（平成26年11月現在：124施設）

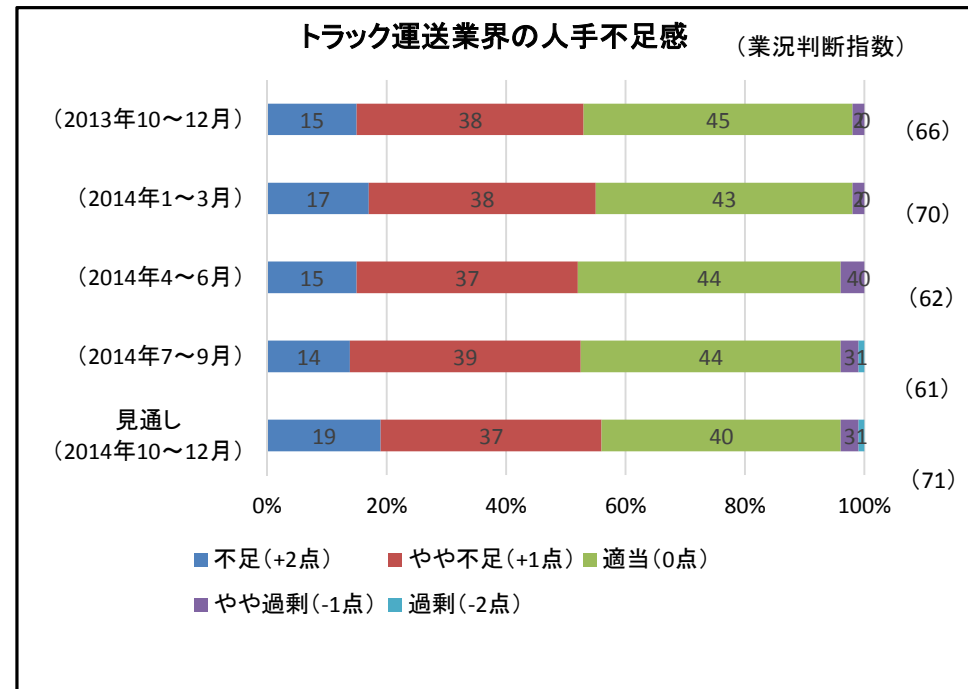
※文化学術研究地区において整備される、文化の発展、学術の振興又は研究開発を目的とする施設



リーマンショック後の景気回復に伴い、運輸業・郵便業では労働者が不足していると考える事業所割合が増加しており、全産業に比べても一貫して多い。特にトラック運送業界においては、人手不足を感じている事業者が半数を超えているなど、人手不足感が強い。



出典: 厚生労働省「労働経済動向調査」



注: 「業況判断指標」は、各設問の回答に対し、人手不足+1~+2、横ばい0点、人手過剰-1~-2の点数を与え、回答数で割った商を100倍して算出
出典: 全日本トラック協会「トラック運送業界の景況感」

物流事業者の声

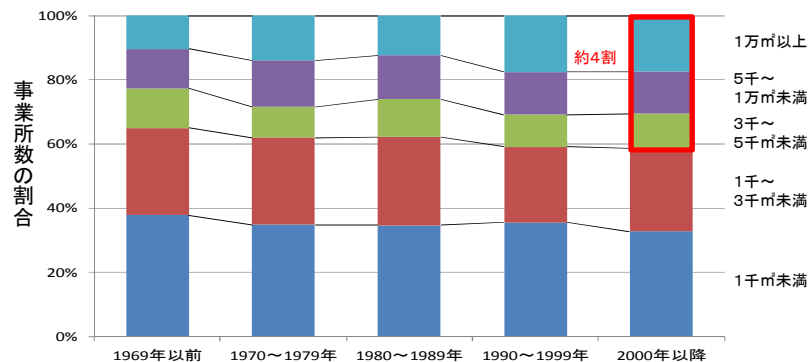
- 労働環境の厳しさ等により長距離ドライバーが集まりづらい傾向にあり、幹線輸送を受託する事業者が見つからない。
- 社員は全体的に高齢化が進んでいるが、いくら募集しても若い人に来てもらえない。
- 一社でやることには限界があるので、業界として関心喚起を含めて労働条件を改善しないと若い人が来ない。

近年の物流施設の特徴(首都圏)

- 敷地面積が3千㎡以上の大規模な物流施設の立地の割合が、開設年代2000年以降の施設では約4割。
- 集配送や保管のみならず、商品・製品の組立、詰合せ、包装、値札付け、検品といった流通加工と呼ばれる機能をもつ物流施設の立地が進展。
- 海外を搬出入圏域とする貨物を取り扱う物流施設は、東京湾沿岸の臨海部に多く、内陸部にも立地が見られる。

物流施設の大規模化の状況

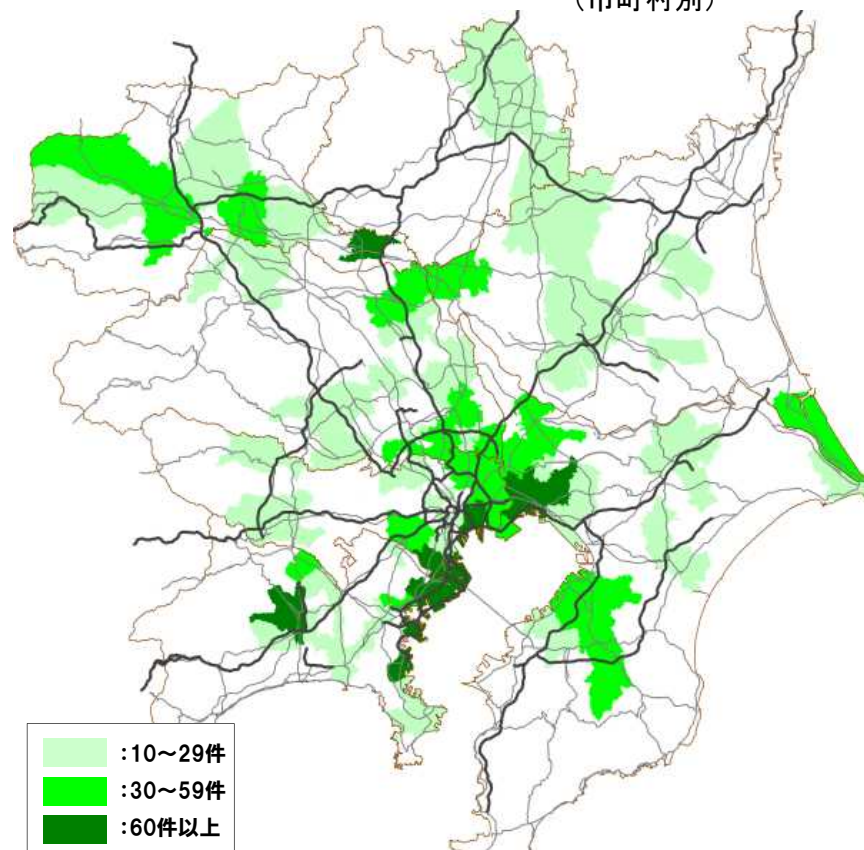
＜開設年代別にみた物流施設の敷地面積規模の構成比＞



第5回東京都市圏物資流動調査結果より

搬出入圏域が海外の物流施設の立地の状況

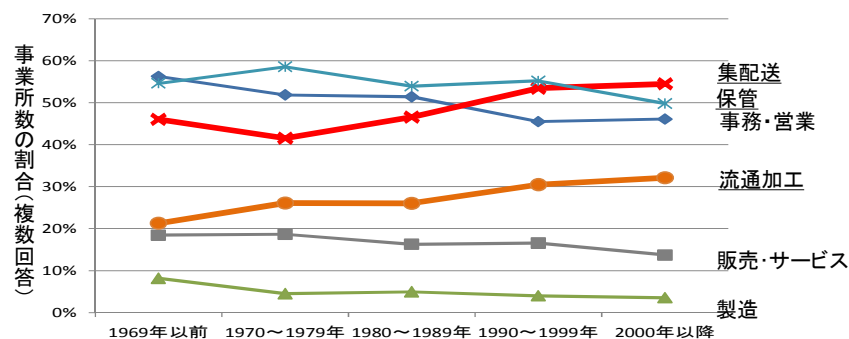
＜海外を搬出入圏域とする物流施設立地件数＞
(市町村別)



第5回東京都市圏物資流動調査結果より

物流施設の保有機能の状況

＜開設年代別にみた物流施設の保有機能の割合＞



第5回東京都市圏物資流動調査結果より

(参考) 東京都市圏物資流動調査について

- 東京都市圏物資流動調査は、1都6県5政令市において、交通の主体の一つである「物」に着目し、主にその動きと物流に関連する施設(事業所)の立地特性、物流機能といった基礎的な情報を把握する調査。
- 平成25年度に「第5回東京都市圏物資流動調査」を実施。これまで昭和47年、昭和57年、平成6年、平成15年に実施。
- 学識経験者および関係団体にて構成する「東京都市圏総合都市交通対体系あり方検討会」にて施策の方向性を検討中。

調査対象

- 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の4都県の全域および茨城県、栃木県、群馬県の3県の一部地域。
- 調査対象業種は以下の業種。

区分	調査対象業種
運輸業	道路貨物運送業、倉庫業、水運業、航空運輸業、運輸に附帯するサービス業
荷主	製造業(化学系製造業、鉄鋼系製造業、金属製品製造業、機械系製造業、軽雑系製造業)、卸売業(原材料系卸売業、製品系卸売業)、サービス業、小売業、飲食店

主な調査項目

- 施設の立地・規模・機能・物流特性等、施設の搬出・搬入物流量、物流や貨物車の特性、在庫量、在庫期間など

検討会における施策の方向性

I 郊外部や臨海部における
物流施設の立地ニーズへの対応

II 物流機能と住宅等の混在問題への対応

III 都市環境の改善と物資輸送の効率化の両立

IV 中心市街地における端末物流を原因とした
都市交通問題への対応

V 大規模災害時も機能する物流システムの構築

大都市都心部における緑地保全の状況

□ 特別緑地保全地区制度

都市の良好な自然的環境を形成している緑地については、市町村(10ha以上かつ2以上の市町村にわたるものは都道府県)が都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全(都市緑地法 第12条)。

土地の買入れへの支援(国費率1/3)や税制措置(山林等の場合、相続税が8割評価減等)を講じているところ。

○指定状況(H24年度末現在)

493地区、約2,514.7ha ※近郊緑地特別保全地区を除く。

【事例】早宮けやき特別緑地保全地区(東京都練馬区、約0.3ha)



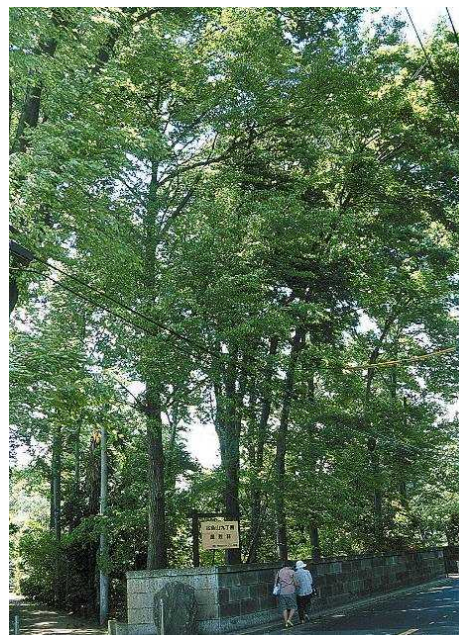
□ 市民緑地制度

地方公共団体等が、300m²以上の土地等の所有者の申出に基づいて、市民緑地契約を締結し(期間は5年以上)、地域住民が利用に供する緑地・緑化施設を設置・管理(都市緑地法 第55条)。

市民緑地内の緑地の適正な保全と利用を図るための施設の整備への支援(国費率1/2)や税制措置(相続税が2割評価減(契約期間20年以上の場合)等)を講じているところ。

○指定状況(H25年度末現在)

180地区、約105.4ha



【事例】北烏山九丁目屋敷林市民緑地(東京都世田谷区、約2,490m²)

ひのきちょう

東京都港区 檜町公園

- 地区計画を適用し、民間が設置するオープンスペースと区立公園が連続し、一体的に活用できる約4haのオープンスペースを整備
- 都市公園の再整備、日常的な維持管理を協定により民間事業者側が実施

(1) 背景

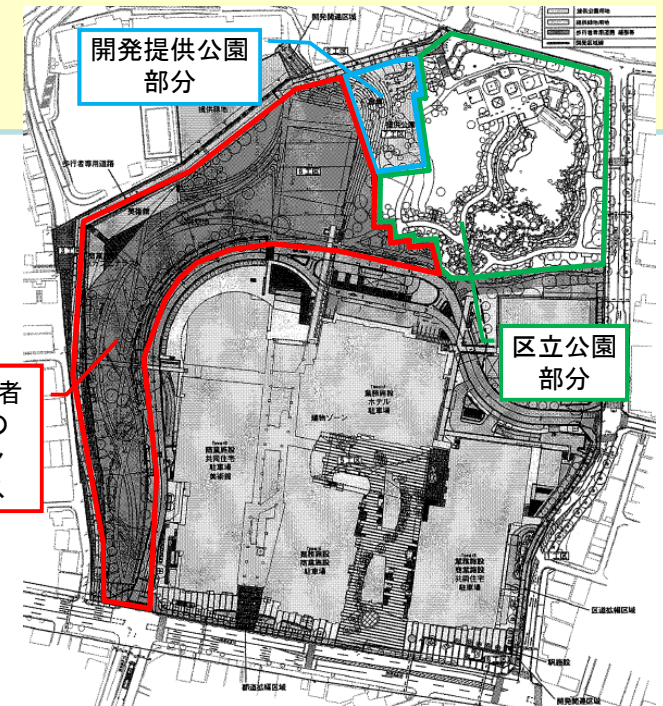
- 旧防衛庁檜町庁舎跡地の払下げ、再開発にあたり、港区は財務省に檜町公園と一体的なオープンスペース確保を要望

(2) 概要

- 地区計画に民間側のオープンスペースと開発提供公園、檜町公園が連続する4.0haのオープンスペースの確保を位置づけ、一体的な空間整備を実現

(3) 特徴

- 再開発に合わせて檜町公園の再整備を実施
- 公園再整備は、民間側のオープンスペースと一体整備を必要とするため、民間事業者の自費工事で実施
- 魅力的な空間づくり、利用性向上等のため、管理協定を締結し、都市公園を含む一体的なオープンスペースすべての日常的な維持管理を民間事業者が実施



再開発地区の土地利用計画 (下記出典掲載図に加筆)



ミッドタウン側広場(撮影者:株式会社創建)



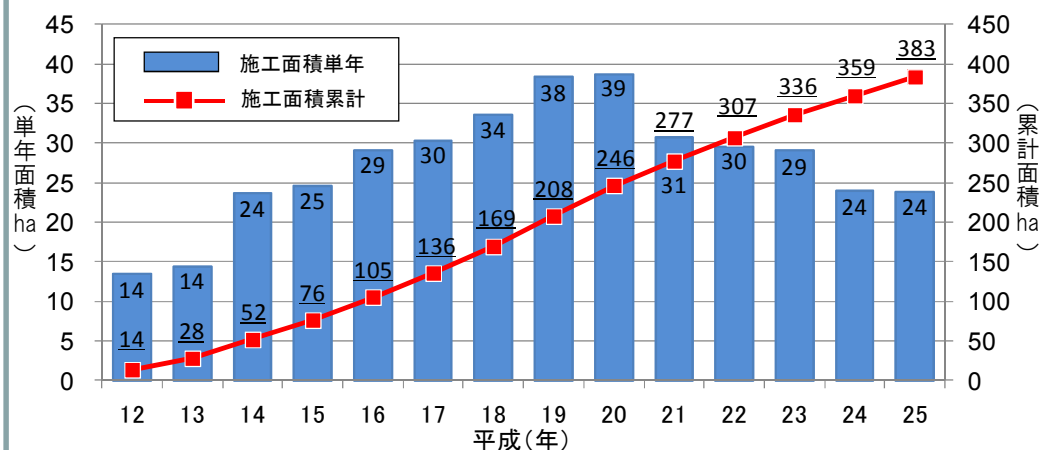
港区立檜町公園(撮影者:株式会社創建)

出典:檜町公園の再整備について(東京ミッドタウンプロジェクトと公園の再整備)
(平成19年9月 佐野和典[都市公園 No.178]) より作成

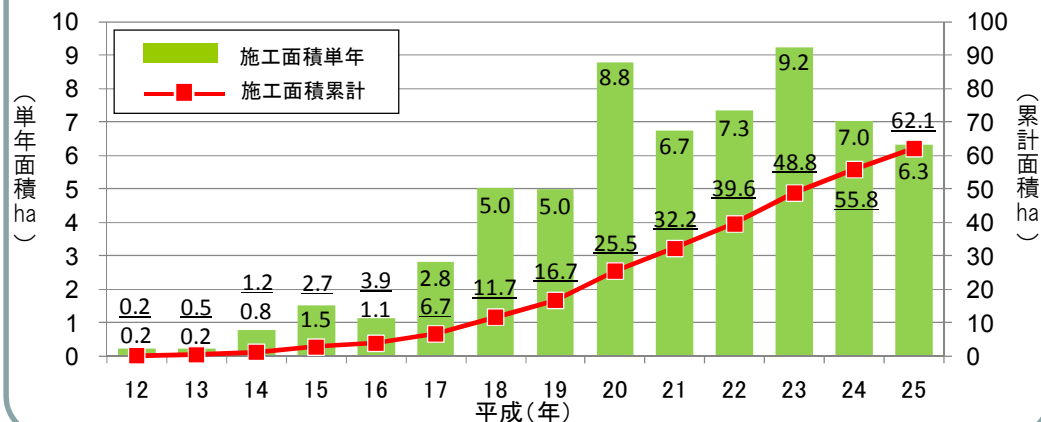
屋上・壁面緑化の推進

- 民有地等については、屋上緑化や壁面緑化をはじめとする取組が進められてきている。
(平成12～25年の整備面積(累計):屋上:約383ha、壁面:約62ha)
- 近年では、緑化地域制度等の、建築物の新設等の際に緑化率の最低限度を定める制度の導入など、行政による民有地の緑化推進のための施策が講じられている。

◆屋上緑化面積の推移



◆壁面緑化面積の推移



東急プラザ 表参道原宿「おもはらの森」



キャナルシティ博多イーストビル

緑化地域制度の概要

緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、**敷地面積に対する緑化率の最低限度を定める(建築基準関係規定)**ことができる制度(都市緑地法第44条)

- 対象区域 : 「用途地域が指定されている区域内」で「良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域」
- 規制の対象 : 敷地面積が1,000㎡以上(条例で300㎡まで引き下げ可能)の建築物の新築・増築
- 規制の内容 : 建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務付け(建築の完了検査の対象)

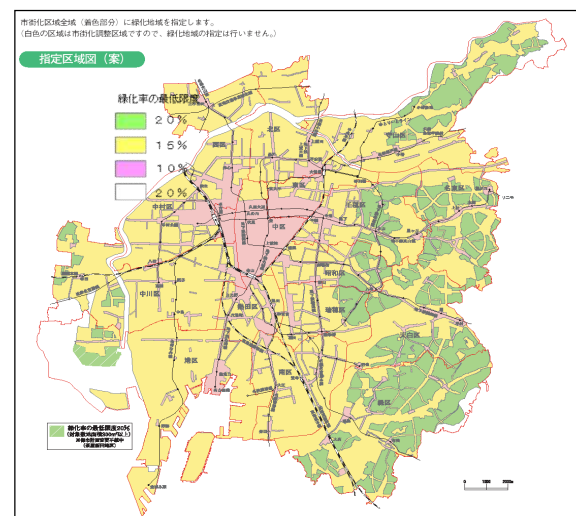
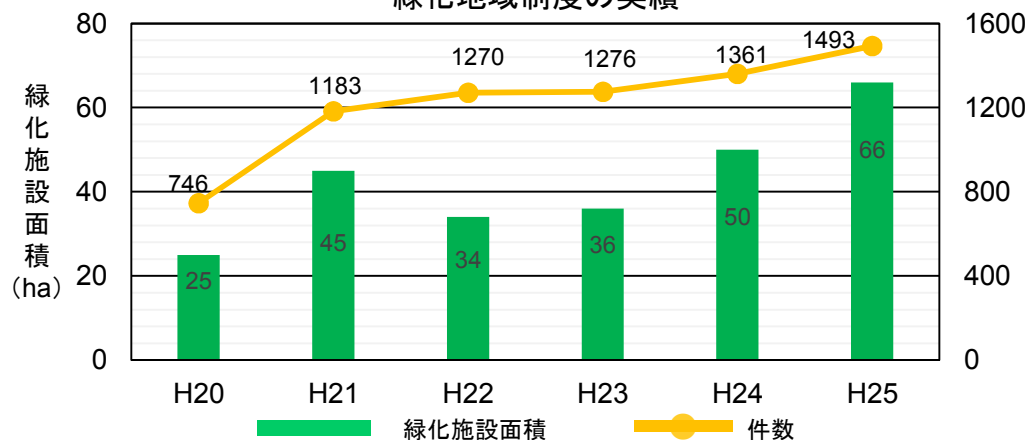
* 都市計画に定める緑化率の最低限度の上限 :

原則「**敷地面積の25%**」又は「**1 - (建ぺい率 + 10%)**」のうち小さい数値

○緑化地域指定状況(平成24年度末現在) : 4地区(名古屋市・横浜市・世田谷区・豊田市)、約60,619.6ha

◇緑化地域制度の活用事例(愛知県名古屋市)

緑化地域制度の実績



○策定 平成16年3月(都市再生プロジェクト)

○対象とする自然環境

自然植生、二次的植生、農地植林地、水域、
その他(公園等)

○自然環境の有する機能

生物多様性保全、人と自然とのふれあいの場、
良好な景観、都市環境負荷調整、防災

○アプローチ

- ・まとまりのある貴重な自然環境25ゾーン、
13河川を抽出
- ・水と緑のネットワークの現状と将来像を図示
- ・行動方針と課題を整理

○活用状況

- ・主要な10のゾーンにおいて、地域別WGを実施、関係主体の役割を整理
- ・自然環境に関するデータを地図でアウトプットできるDBをWEB上で公開
- ・地方公共団体の緑の基本計画に反映(川崎市、さいたま市、横浜市等)



首都圏の環境インフラの将来像

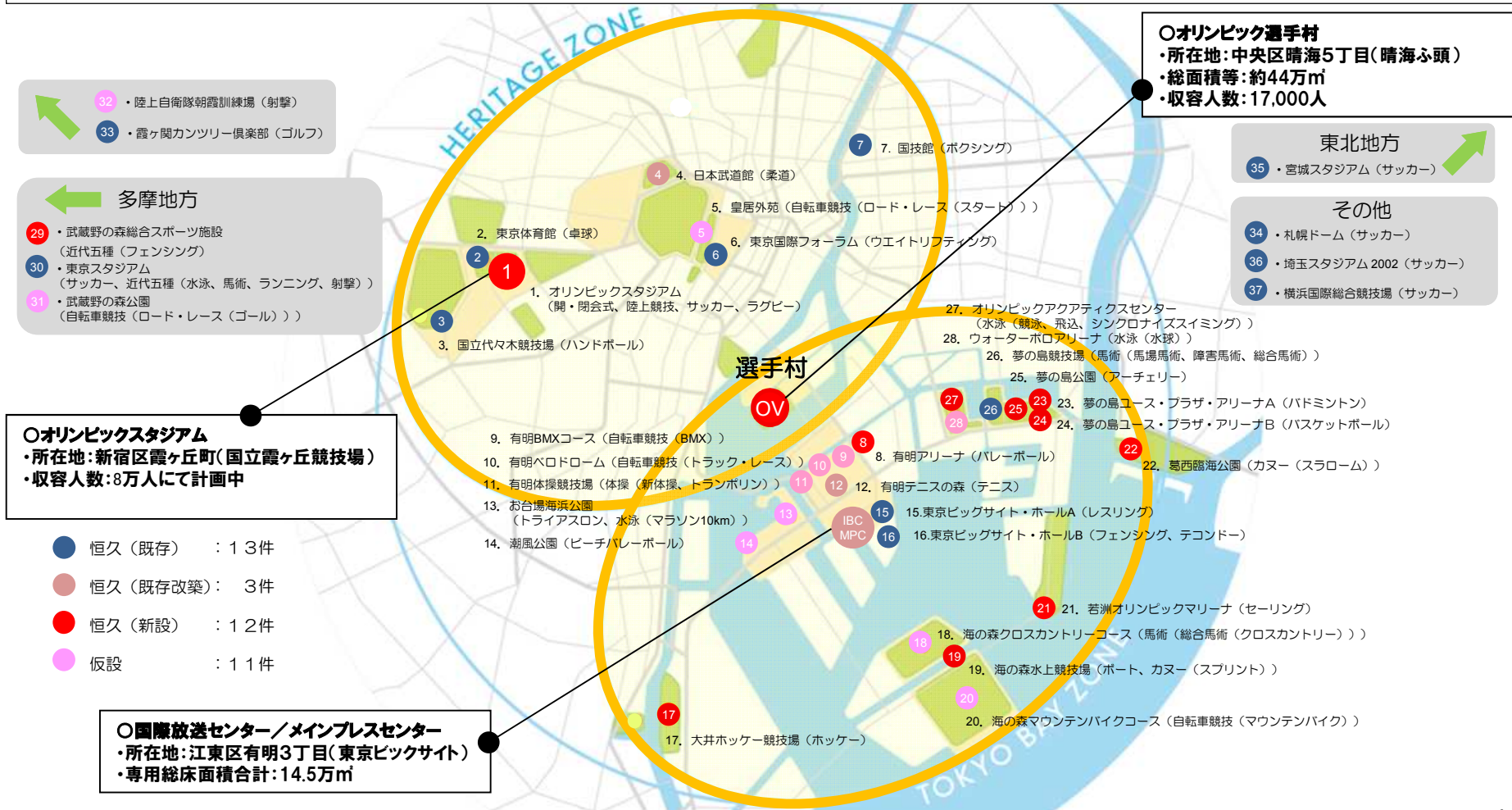
その他大都市関連資料

<大会期間>

- 第32回オリンピック競技大会：2020年7月24日（金）～8月9日（日）
- 第16回パラリンピック競技大会：2020年8月25日（火）～9月6日（日）

<大会コンセプト>

- 非常にコンパクトな大会開催：東京圏の33競技会場のうち28会場（85%）は選手村を中心とする半径8km圏内に配置
- 1964年大会のレガシーが現存する「ヘリテッジゾーン」と発展する東京を象徴する「東京ベイゾーン」
- 2つのゾーンの交点に選手村を配置
- 人々は伝統・文化から現代に至るまで東京の魅力を体験



	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	…	2017年 (H29)	…	2019年 (H31)	2020年 (H32)
IOC 要求 事項		●2月7日まで (開催決定より5カ月以内) 大会組織委員会設立	● 2月 (66カ月前)まで 大会開催基本計画提出		● 2月 (42カ月前)まで 運営計画提出		● 2月 (18カ月前)まで 運営準備計画提出	
大会 全 体		<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">大会組織委員 会設立 (1月24日)</div> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">大会開催基本 計画作成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">※2014(H26)年1月31日 各府省庁事務次官等及び東 京都副知事による「東京都と の連絡協議会」の設置</div>	<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">運営計画作成</div>		<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">運営準備 計画作成</div>		<div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">2月予定 テスト イベント</div> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">ラグビーW杯2019 (9月～10月開催予定)</div>	大会開催 7月24日

目指すべき将来像

「世界一の都市・東京」の実現

将来像の実現に向けた2つの「基本目標」

【基本目標Ⅰ】

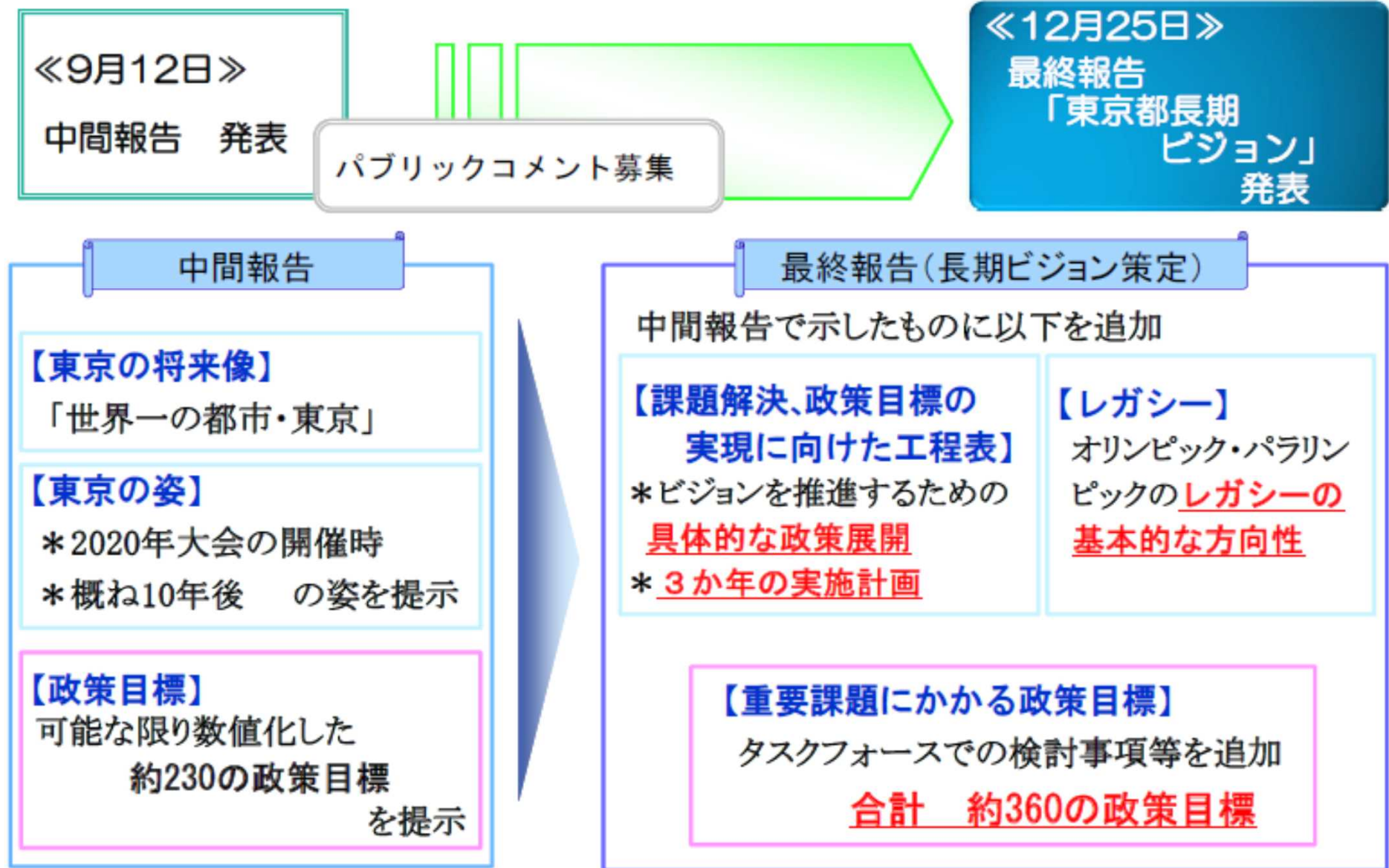
史上最高のオリンピック・
パラリンピックの実現

- *2020年の東京の姿、レガシーの継承
- *オリンピック・パラリンピック開催を起爆剤とした都市の発展

【基本目標Ⅱ】

課題を解決し、将来にわたる
東京の持続的発展の実現

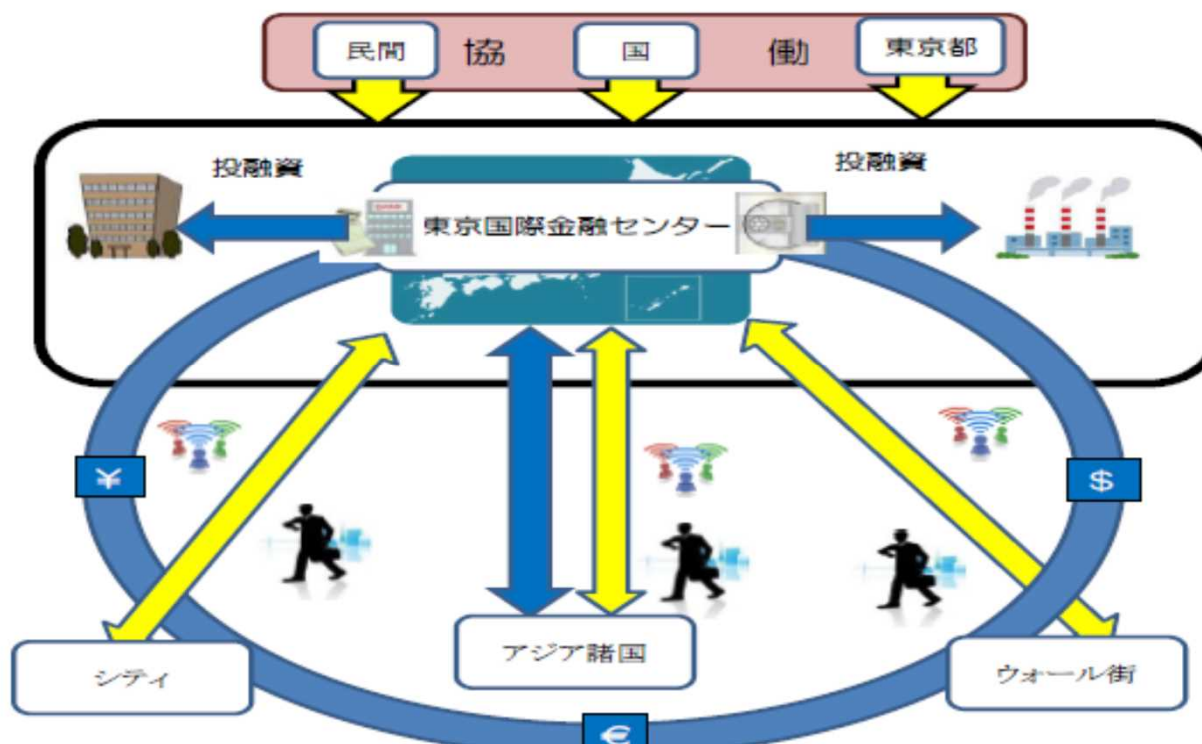
- *少子高齢・人口減少社会への対応をはじめ、山積する課題を解決



イメージ

「東京国際金融センター」は世界中から資金と人材と情報呼び込み、国内外の必要な分野に資金を供給する拠点

- 国内外の金融関係者がビジネスをしやすい環境を有する拠点
- 国内外の金融資産と資金需要がマッチングすることで、国内外の資金が、国内外の成長分野・企業に投融資される拠点
- 国内外の資金を呼び込むことができる、グローバルな資金フローの主要中継点



(出典)東京国際金融センター検討タスクフォース(第3回)平成26年7月11日資料等より国土交通省都市局作成

東京国際金融センター構想に向けた取組を円滑に遂行するための連携強化や課題解決を図るため、「東京国際金融センター推進会議」(第1回)を開催(平成26年9月1日)。また、「ビジネス交流拠点の活性化」分科会(第2回)を平成27年2月10日に開催。

○ 東京圏、関西圏等、全国で6つの国家戦略特区が指定されている。

関西圏(大阪府、兵庫県及び京都府)

■政策課題

- ①高度医療の提供に資する医療機関、研究機関、メーカー等の集積及び連携強化
- ②先端的な医薬品、医療機器等の研究開発に関する阻害要因の撤廃、シーズの円滑な事業化・海外展開
- ③チャレンジングな人材の集まる都市環境、雇用環境等の整備

兵庫県養父市

■政策課題

- ①耕作放棄地等の生産農地への再生
- ②6次産業化による付加価値の高い新たな農産物・食品の開発
- ③農業と観光・歴史文化の一体的な展開による地域振興

福岡県福岡市

■政策課題

- ①起業等のスタートアップに対する支援による開業率の向上
- ②MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出

新潟県新潟市

■政策課題

- ①農地の集積・集約、企業参入の拡大等による経営基盤の強化
- ②6次産業化及び付加価値の高い食品開発
- ③新たな技術を活用した革新的農業の展開
- ④農産物及び食品の輸出促進
- ⑤農業ベンチャーの創業支援

東京圏(東京都9区、神奈川県及び千葉県成田市)

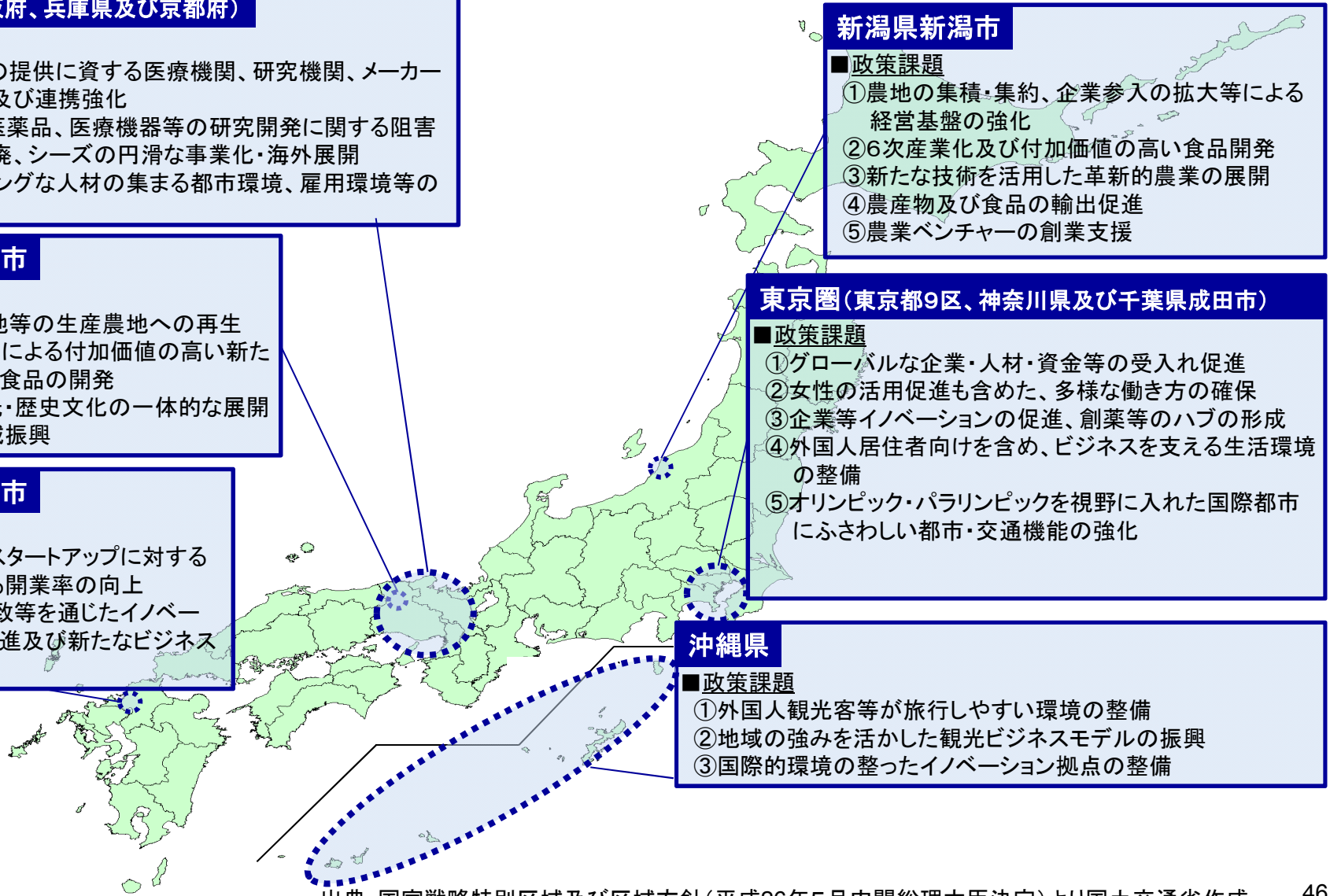
■政策課題

- ①グローバルな企業・人材・資金等の受入れ促進
- ②女性の活用促進も含めた、多様な働き方の確保
- ③企業等イノベーションの促進、創業等のハブの形成
- ④外国人居住者向けを含め、ビジネスを支える生活環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国際都市にふさわしい都市・交通機能の強化

沖縄県

■政策課題

- ①外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備
- ②地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興
- ③国際的環境の整ったイノベーション拠点の整備



I 国際的ビジネス環境の整備

(1) 都市再生・まちづくり分野 ①都市計画法等の特例について

- 大胆な容積率設定等を盛り込んだ10地区の国際的ビジネス拠点プロジェクトを選定、意欲的な都市計画等の目標年次の設定
- 今後、関係者が一堂に会する分科会等において、2020年東京オリンピック・パラリンピックも視野に、目標達成に向け、スピーディーに対応



※東京圏国家戦略特別区域 区域計画は、平成26年12月19日に認定

※第1回東京圏国家戦略特区区域会議東京都提出資料より

10地区の都市再生プロジェクトの区域計画認定について

- 日比谷地区については、早急に税制インセンティブを付与する民間都市再生事業のワンストップ認定
- それ以外の都市計画法のワンストップ特例プロジェクトについては、10月21日に区域会議の下に設置した「東京都都市再生分科会」を活用して、以下の4つのプロジェクトについて、3月・6月の計画認定につなげていく
- 今後、他のプロジェクトについても順次展開させ、認定事案を積み重ねていく

東京圏区域計画素案別紙

地区	事業主体	都市計画の決定等の目途
大手町(常盤橋)	三菱地所(株)	平成27年度中
大手町一丁目	三井不動産(株)	平成27年度当初
日比谷	三井不動産(株)	平成26年中 (民間都市再生事業の認定)
八重洲一、二丁目	三井不動産(株) 東京建物(株)	平成27年度中
品川駅周辺	東日本旅客鉄道(株)	平成27年度中
竹芝	東急不動産(株) 鹿島建設(株)	平成27年度当初
虎ノ門一丁目	森ビル(株)	平成27年度当初
虎ノ門四丁目	森トラスト(株)	平成26年度末
虎ノ門(愛宕、麻布台)	森ビル(株)	平成27年中
六本木五丁目	森ビル(株) 住友不動産(株)	平成27年中
臨海副都心有明	住友不動産(株)	平成27年度中
羽田空港跡地	大田区等(官民連携)	平成27年度中

早急に区域計画認定へ
日比谷地区

3月の区域計画認定へ
竹芝地区 虎ノ門四丁目地区

6月の区域計画認定へ
大手町一丁目地区 虎ノ門一丁目地区

※第2回東京圏国家戦略特区区域会議東京都提出資料より

区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「関西圏 国家戦略特別区域」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：保険外併用療養に関する特例 関連事業

内容：保険外併用療養に関する特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる医療機関が、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ又はオーストラリアにおいて承認を受けている医薬品等であって、日本においては未承認又は適応外のものすべてを対象として、保険外併用療養に関する特例を活用し、スピーディーに先進医療を提供できるようにする。

① 大阪大学医学部附属病院（大阪府吹田市）

（例）卵巣癌治療薬など

② 独立行政法人国立循環器病研究センター（大阪府吹田市）

（例）皮下植込み型除細動器、手術支援ロボット「da Vinci」による心臓手術など

③ 京都大学医学部附属病院（京都市左京区）

（例）咽喉頭癌に対する経口的ロボット支援手術法など

(2) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

（国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事業）

公益財団法人先端医療振興財団が、世界初のiPS細胞を用いた臨床研究である網膜再生治療をはじめ、遺伝性網膜疾患への遺伝子治療や口腔粘膜を活用した角膜再生など、最先端の医療技術の実用化促進等を図るため、「(仮称)神戸アイセンター(神戸市中央区)」内に眼科病院(新規病床30床)を開設する。

【平成27年中に着工し、平成29年度当初の開業を目指す】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化の推進が図られ、関西圏における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、ベンチャー企業やグローバル企業の設立等を促進するため、大阪市都心部において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、社会保険労務士・弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【1月初旬に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：グランフロント大阪 ナレッジキャピタル

iii) 実施体制：施設長、事務責任者、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・地域のニーズ等を踏まえた効果的な事業運営を行うことを目的として、「雇用労働相談センター運営協議会」（以下「運営協議会」という。）を設置し、センターは運営協議会の意見を尊重するものとする。

- ・運営協議会は、関西圏国家戦略特別区域に所在する経済団体及び労働団体、労働関係法令及び雇用指針に精通した学識者、大阪府、大阪市等で構成し、オール大阪で事業を推進する。

- ・施設長は、組織運営に長けた者を1名配置し、本事業が「区域方針」及び「関西圏国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、助言及び指導を行うとともに、運営協議会を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。

- ・事務責任者（1名）は、本事業全体に係る業務の統括管理を行う。

- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。

- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応

- ・社会保険労務士による個別訪問指導

- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応

- ・セミナーの開催 等

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く。）の午前11時から午後8時までとする。

る。

区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第5条第5号のイ～ハ、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体は以下の i)～iv) 及び別紙のとおりとする。（事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発（駐輪施設の周知、自転車の安全利用等）や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。）

i) 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

- ・天神15号線（新天町メルヘン広場）、天神1577号線（パサージュ広場）、上川端322・326・327号線（川端商店街）

ii) We Love天神協議会

- ・天神18号線（きらめき通り）

iii) 博多まちづくり推進協議会

- ・博多駅前線（はかた駅前通り・住吉通り）、博多停車場線（大博通り）、博多駅山王線（筑紫口中央通り）

iv) 御供所まちづくり協議会

- ・博多駅前10号線（承天寺通り）

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、MICEの誘致等を通じたイノベーションの推進及び新たなビジネス等の創出が促され、福岡市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）の下に設置する。【11月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注）内

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

- ・センター長（1名）は、創業及び雇用創出並びに組織運営に精通していると認められる者の中から、区域会議における協議を踏まえて選定する。

- ・センター長は、雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援する観点から、助言及び指導を行うとともに、運営委員会（仮称）を開催し、センターの運営を円滑に実施するために必要な連絡調整を行う。

- ・代表弁護士は、特に労働関係法令や雇用指針に精通し、かつ国際的な労働ルール及び商習慣を熟知していると認められる弁護士の中から選任する。

- ・代表相談員は、特に労働関係法令や労務管理の実務に精通していると認められる相談員の中から選任する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応

- ・弁護士による個別訪問指導

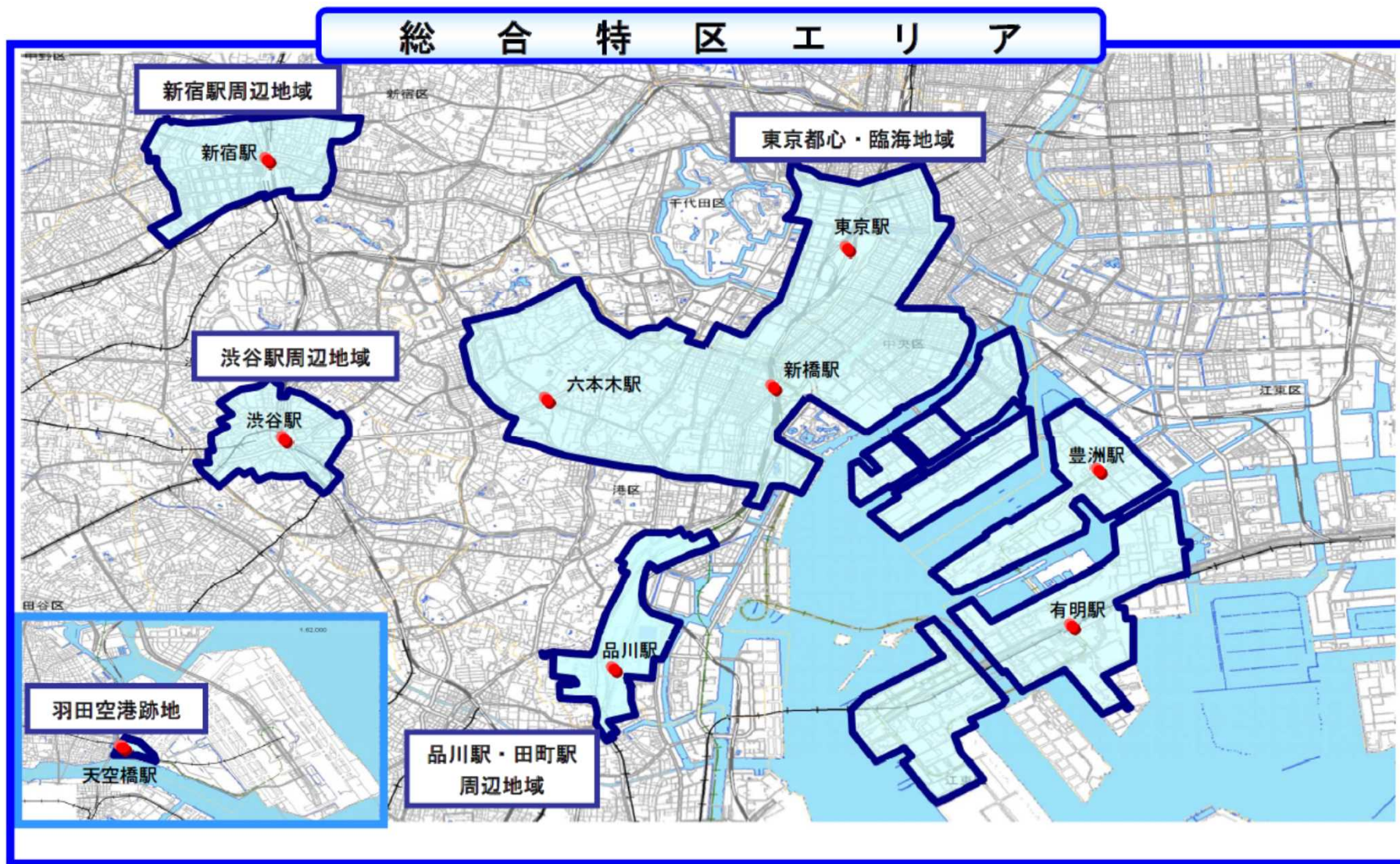
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応

- ・セミナーの開催

v) その他：センターには相談員等が複数名常駐し、相談対応時間は、月・火・水・木・金・日曜日（国民の祝日及び年末・年始（12月29日～1月3日）を除く）の午前11時から午後9時までとする。

（注）「スタートアップカフェ」

・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。



目標

- アジア地域の業務統括・研究開発拠点を**5年間で50社以上**誘致
- その他の外国企業を**5年間で500社以上**誘致

【期待される効果】

- 5年後の経済効果・・・約14兆6千億円
 - 5年後の新たな雇用・・・約93万人
 - 税収効果・・・約1千億円(3/4は国税)
- ※都市再生緊急整備地域における建設波及効果を含む

政策課題

【誘致・ビジネス交流】

- 高い法人実効税率
- 日本についての知識・情報の不足

【ビジネス支援】

- 行政手続きの煩雑さ
- 英語が通じにくいビジネス環境

【生活環境整備】

- 母国語が通じにくい生活環境
- 家族帯同での日本への赴任

【BCPを確保したビジネス環境整備】

- 防災対応力の脆弱性
- 災害発生の際の業務継続の必要性

解決策

【誘致・ビジネス交流】

- 法人実効税率の引下げ**、誘致活動、MICE開催による誘致対象企業の掘り起こし

【ビジネス支援】

- ビジネス・ワンストップサービス**の提供、中小企業とのマッチングの促進

【生活環境整備】

- 生活コンシェルジュ、**英語での診療や学校教育**、社内保育所の充実

【BCPを確保したビジネス環境整備】

- 先進的ビジネス支援機能、高い防災対応力、エネルギー自立化を誘導する**さらなる容積率緩和**

新たな規制の特例措置などの提案

【誘致・ビジネス交流】

- ビジネスジェットの使用手続簡略化
- 国有地(羽田空港跡地)処分条件の緩和

【ビジネス支援】

- 入国・再入国審査の緩和
- 外国人弁護士拡大のための規制緩和

【生活環境整備】

- 母国医師拡大のための規制緩和
- 外国人受入拠点校の教育課程の弾力化

【BCPを確保したビジネス環境整備】

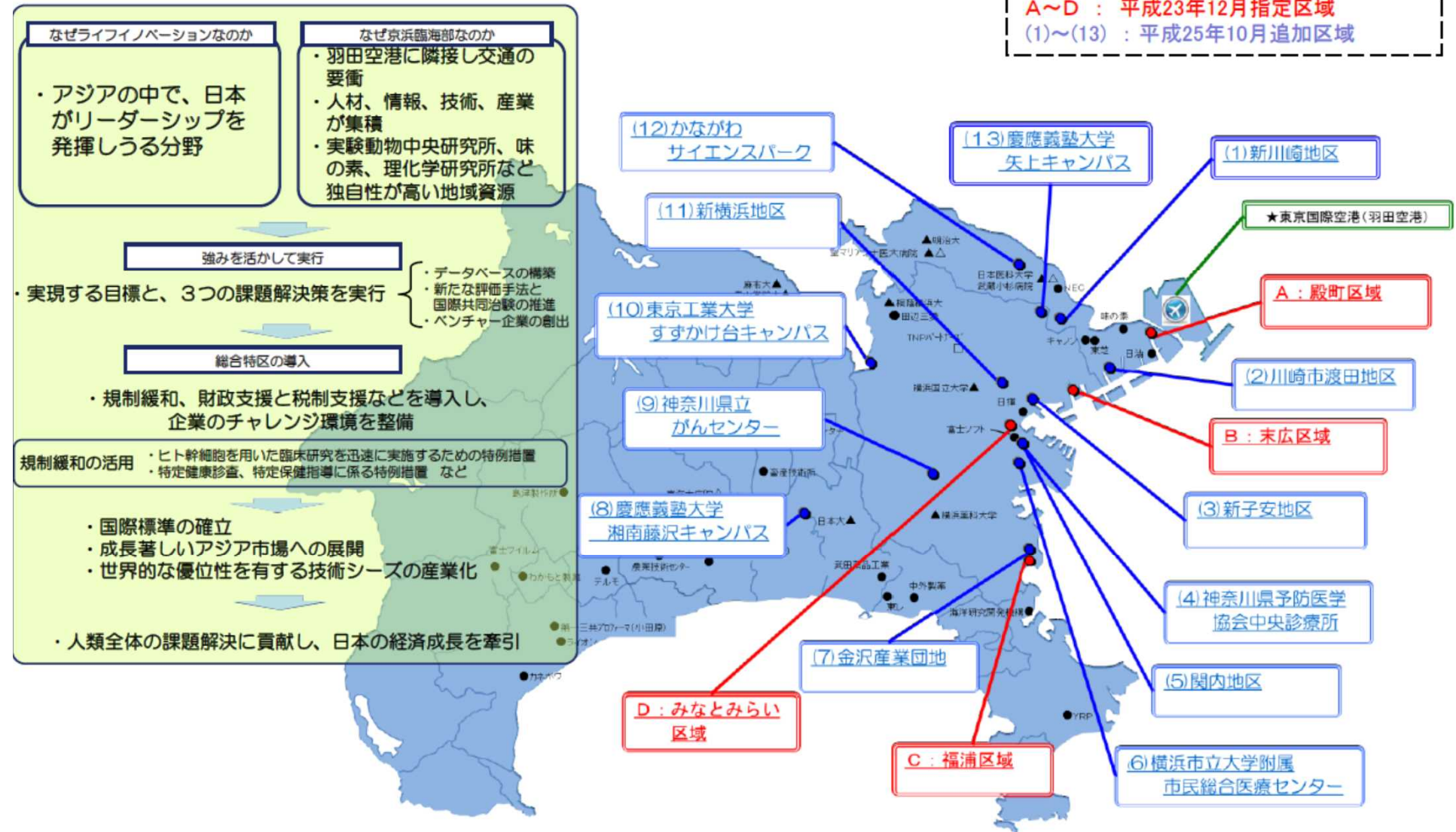
- 発電量買取制度の創設
- 電気や熱供給の供給エリアの弾力化

地域独自の取組

- 地方税の最大限の免除**
- 外国企業・外国人に係る東京都独自施策の実施(約150億円)
- 英語対応可能なサービス施設等を東京都独自に認定
- 外国企業の社内保育所への運営費補助
- EPAで来日する看護師・介護士を活用した外国人向けベビーシッターの確保

地域協議会参画団体

- (有識者)島田晴雄(千葉商科大学学長)、
- (自治体)東京都、大田区、千代田区、港区、中央区、新宿区、渋谷区、江東区、品川区
- (民間企業、団体等)森ビル(株)、森トラスト(株)、三井不動産(株)、三菱地所(株)・大手町・丸の内・有楽町地区再開発計画推進協議会、新宿副都心エリア環境改善委員会、東京DAIBA・MICE/IR国際観光戦略総合特別区域共同提案グループ、東京急行電鉄(株)・東急不動産(株)



目標

個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による
革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出

【期待される効果】

- ・5年後の経済効果 → 約5,034億円
- ・5年後の新たな雇用創出 → 約8,400人

政策課題

政策課題1

個別化・予防医療を実現するための健康情報等のデータベース構築

政策課題2

国際共同治験の推進によるドラッグラグ・デバイスラグの解消と国内製品のアジア市場への展開

政策課題3

大学等の優れた要素技術の産業化と既存産業の医療・健康分野への展開

解決策

解決策1

健診データを活用した検体バンク・検体情報ネットワークの整備

解決策2

革新的な医薬品・医療機器の新たな評価・解析手法の確立と国際共同治験の迅速化

解決策3

ニーズ主導のマッチングによるベンチャー企業等の創出・産業化

新たな規制の特例措置などの提案

- ヒト幹細胞を用いた臨床研究を迅速に実施するための特例措置
- 特定健康診査、特定保健指導に係る特例措置 など
- 医薬品・医療機器の承認手続に係る規制の特例措置
- 外国人医師、研究者、その家族の出入国に係る特例措置 など
- 医療機器の承認手続における医師、企業連携による臨床研究の容認
- 医薬品・医療機器の承認手続に係る規制の特例措置など

これまでの協議の成果を活用した事業

- 特定健康診査・特定保健指導に係る特例措置
- 京浜臨海部医工連携推進事業
- レギュラトリーサイエンス推進拠点整備事業

地域独自の取組

- 川崎市先端産業創出支援制度(助成)
- 横浜市企業立地促進条例による支援(助成、税制)
- インベスト神奈川2ndステップ+(助成、融資、税制)

地域協議会参画団体

- (民間企業)
味の素(株)、武田薬品工業(株)、(株)ケイエスピー、東京国際エアカーゴターミナル(株)、三菱プレジジョン(株)、(株)日本政策投資銀行、(株)横浜銀行、(株)エスアールエル 等
- (大学、研究機関)
慶應義塾大学、東京工業大学、横浜市立大学、公益財団法人実験動物中央研究所、独立行政法人理化学研究所横浜事業所、公益財団法人神奈川科学技術アカデミー、地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター 等
- (地方公共団体)
神奈川県、横浜市、川崎市

国際競争力向上のための
 “イノベーション・プラットフォーム”の構築
 (実用化・市場づくりをめざしたイノベーションを次々に創出する仕組み)

■ 関西のポテンシャルのフル活用

◆ 世界トップクラスのリーディング企業の集積

武田薬品、田辺三菱製薬、塩野義製薬、アスピオファーマ、パナソニック、シャープ、ユミコア、住友電工 など

◆ 世界屈指の大学・研究機関、科学技術基盤の集積

京都大学、大阪大学、神戸大学、地球環境産業技術研究機構、医薬基盤研究所、理化学研究所、SPRING-8 など



重点的に取り組む6つのターゲットでイノベーションを創出

医薬品



「貼る」ワクチン

先端医療技術
 (再生医療など)



医療機器



内視鏡手術支援システム

先制医療

バッテリー



大容量
 リチウムイオン電池

スマート
 コミュニティ

目標

- 関西からの医薬品・医療機器の輸出を増加させ、世界市場でのシェアを倍増
- 関西の電池生産額を大幅増

【期待される効果】

- 5年後の経済効果・・・21,509億円
- 5年後の新たな雇用・・・72,230人

政策課題

解決策

新たな規制の特例措置などの提案

政策課題1

実用化へのさらなるスピードアップと、製品の差別化等による国際競争力の強化

解決策1

- シーズから実用化までのスピードアップ促進
- 高い性能を差別化に結び付けるための評価基準の確立と規格化、標準化の促進

- 治験・臨床研究に係る病床規制の特例
- PMDA-WEST機能の整備
- 蓄電池の安全性・性能の評価基準確立

政策課題2

多様な産業・技術の最適組み合わせによる国際競争力の強化

解決策2

- 先端技術分野での産学官連携の促進
- ソリューション型ビジネスの促進とマーケットニーズに応じた戦略的な海外展開

- ヒト幹細胞を用いた臨床研究の実施に係る手続きの特例
- 電気事業法の規制緩和（特定供給に係る規制緩和等）

政策課題3

イノベーションを下支えする基盤の強化

解決策3

- イノベーションを担う人材の育成・創出
- 産業・物流インフラの充実強化によるイノベーション促進

- 医薬品・医療機器等の輸出入手続きの電子化・簡素化
- 国際中継貨物に求められる動物検疫、植物検疫の簡略化

地域独自の取組

- 予算措置
 特区のターゲットへの研究開発助成、実証実験への支援、ビジネスマッチング支援、立地助成の充実 など
- 税制（地方税の独自の減免）
 不動産取得税・法人事業税・法人府民税・固定資産税・都市計画税・特別とん税等の減税

地域協議会参画団体

- （自治体、経済団体関係者） 19自治体、8経済団体
 関西経済連合会、関西経済同友会、大阪商工会議所 など
- （民間企業） 117企業
 塩野義製薬、シメックス、シャープ、住友電工、コパ、パナソニック など
- （大学、研究機関、その他団体） 61団体
 京都大学、大阪大学、神戸大学 など

主な取組

資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成と展開

リサイクル等の新しいリサイクル分野での技術や社会システム等を確立し、拠点化する

小型電子機器

PVパネル

リチウムイオン電池

アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現 (北九州市)

アジアとの緊密なネットワークを活用し、ヒト・モノ・金の往来を活発化させ、アジア環境ビジネスを中心にアジアの活力を取り込む

アジアとのネットワークを活用したシームレスなビジネス環境の実現 (博多港)

アジアとの緊密なネットワークを活用し、ヒト・モノ・金の往来を活発化させ、アジア環境ビジネスを中心にアジアの活力を取り込む

「アジア低炭素化センター」によるパッケージを中心とした環境ビジネスのアジア展開

「アジア低炭素化センター」を核に官民が連携し、相手のニーズに応じて、都市環境インフラに係る技術やノウハウ等を組み合わせ、商品化(パッケージ化)し、アジアに展開する

◆上下水道の技術・ノウハウをパッケージ化

スマートボット

下水の循環システム

下水の循環システム

◆スマートコミュニティの実証推進、技術・ノウハウをパッケージ化

グリーンイノベーションを主導する産業拠点の形成

各国のニーズに対応した環境配慮型高機能・高コストパフォーマンス製品をアジアから広く世界に展開していくためのR&Dから量産までの一貫した拠点を構築する

パワー半導体

環境対応車

産業用ロボット

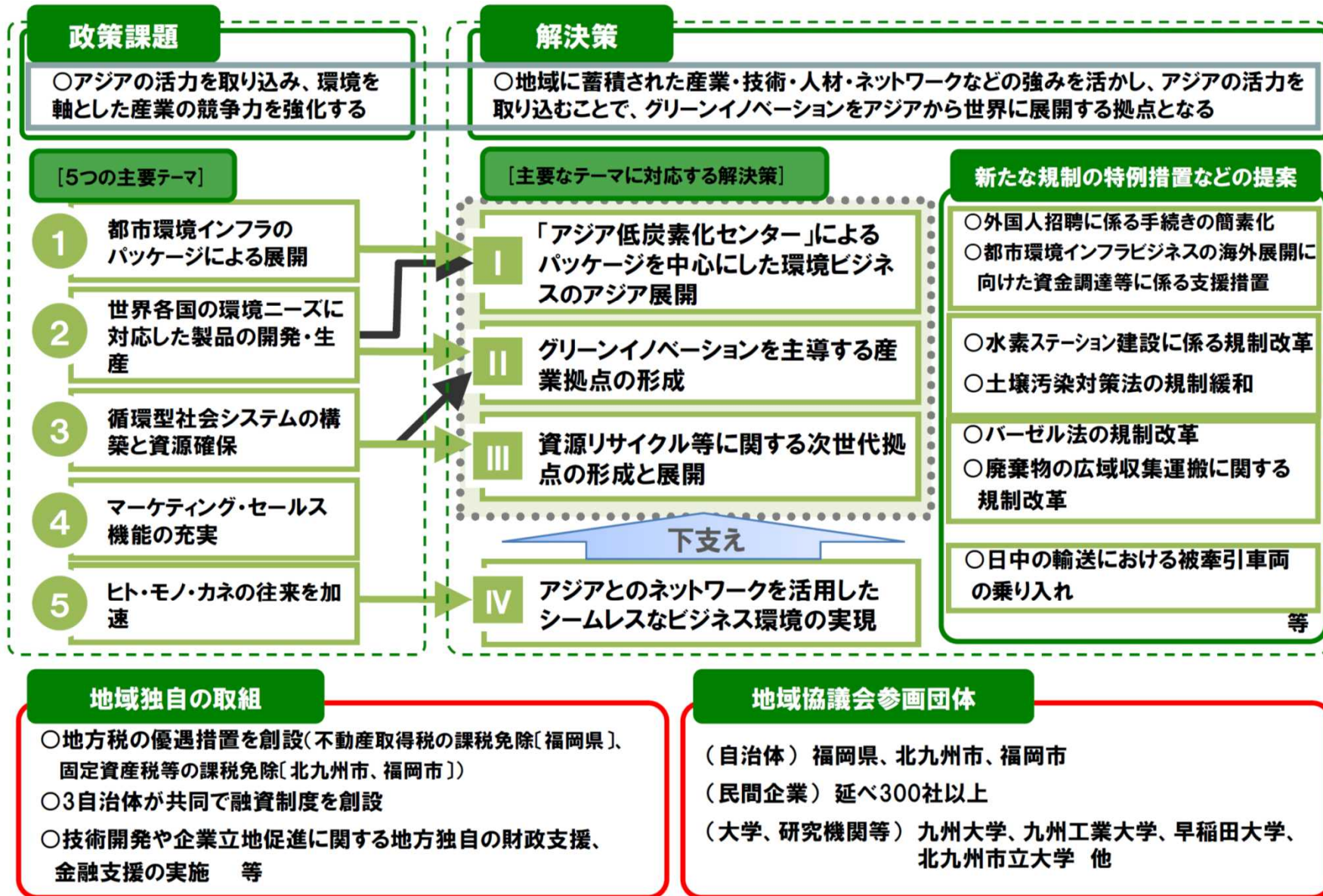
風力発電装置

次世代有機EL

次世代燃料電池

【国際総合戦略特区】グリーンアジア国際戦略総合特区

【福岡県・北九州市・福岡市】 ②



うめきた2期区域 まちづくりの方針(案) 概要

「うめきた2期区域」の約16haを対象に、当区域の都市計画や平成27年度以降に開発事業者を決定するために実施が予定されている「(仮称)うめきた2期区域開発事業者募集」におけるまちづくりの基本的な考え方をまとめたもの

- 基本計画策定(H16)後の都市開発を取り巻く状況の変化に対応した新しいまちづくりのプロセスをめざすことから、計画策定の段階から、民間の独創的なアイデアやノウハウを求める民間提案募集を実施、提案者との「対話」を行いつつ、検討会でまちづくりの方針を検討
- これら一連のプロセスは、公民連携によるこれからのまちづくりの可能性を拡げるモデルに

資料Ⅱ-1

1. 2期区域のまちづくりの目標

<ul style="list-style-type: none"> 国際競争力を高め、世界の都市をリードするまちづくりが重要なテーマ 「グランドデザイン・大阪」「国家戦略特区提案」において、関西の発展を牽引するリーディングプロジェクト 西日本最大のターミナル地区、関西の中核拠点のポテンシャル 	<p>都市づくりのパラダイムを超えた新しい未来のまちのあり方の提案 「みどり」</p> <p>世界中から資本、人材等を集積、新たな国際競争力をもたらす 「イノベーション」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市や人間と自然、環境との新しい関係性を構築、比類なき魅力と備え、都市の文化となる新しいまちづくりの空間の概念 世界水準の都市空間を持つ国際都市に引き上げるトリガーとなり、広域的な都市構造に波及、これからのまちづくりを先導 関西圏の中心に位置、広域的な交通ネットワークで拠点と都市と結ばれる優れた立地ポテンシャルを活かして、関西のイノベーション創出の総力を束ね、連携の結節点となるような拠点をめざす
--	---	---

2期区域のまちづくりの目標

「みどり」と「イノベーション」の融合拠点

世界の人々を惹きつける比類なき魅力と備えた「みどり」

まち全体を包み込む「みどり」がここにしかない新しい都市景観を創出し、多様な活動、新しい価値を生み出す源となり、世界の人々を惹きつける。

新たな国際競争力を獲得し、世界をリードする「イノベーション」の拠点

世界からの人材、技術を集積・交流させ、新しい産業・技術・知財を創出することで新たな国際競争力を獲得し、我が国の成長エンジンとして世界をリードする「イノベーション」の拠点となる。

- 「みどり」が人間の創造性を刺激する環境を創出し、世界からその環境を求める人材や技術、資本を集積させる。
- 「みどり」が創り出す魅力ある空間と、関西の力を結集させた中核機能とが融合し、世界中から訪れる人々に新たな知の交流を提供する。

2. 比類なき魅力と備えた「みどり」のあり方

- | | |
|-------------|---|
| 「みどり」の役割 | <ol style="list-style-type: none"> ① まちの基盤となり、次代に受け継ぐ資産となる「みどり」 ② 使いこなしによって多様な価値を生み出す「みどり」 ③ 成長しながら、周辺地域へ進出、波及効果を生み出す「みどり」 |
| 「みどり」の空間形成 | <ol style="list-style-type: none"> ① 新斬で質の高い景観を創る「みどり」 ② メッセージ性のある「みどり」 ③ 「みどり」の成長など時間軸を組み込んだデザイン |
| 「みどり」の配置・規模 | <p>「みどり」の定義</p> <p>「すべての人々に開かれ、誰もが自由にアクセスでき、そこで人間の活動が豊かに展開される緑豊かなオープンスペース」</p> |

「みどり」を2期区域全体に展開し、概ね8ha(水面等も含む)を確保

①と②の「みどり」が一体となり、まち全体を包み込む

①地上のまとまった「みどり」
接地性のあるまとまった「みどり」で、恒久性、永続性を持つ

2期区域のシンボルとして地区中央部に概ね4haを確保

- 重要な視点場であるJR大阪駅から眺望の確保や視覚的な一体感
- 隣接する周辺の緑との連続性
- 大規模災害時への対応における優位性等

②建築物と一体化し地上と連続する「みどり」
地上のまとまった「みどり」と連続し、円滑にアクセスすることができる、建築物と一体化した「みどり」で、「みどり」の新たな可能性を提示する

民間の創意工夫により地上部や低層建築物の上部において確保

3. 「みどり」と融合し価値を創造・発信する「イノベーション」～導入する都市機能～

- ① **新産業創出** (例:健康・医療、環境・エネルギー等)
成長著しい分野で関西の産業集積の強み・ポテンシャルを最大限発揮
- ② **国際集客・交流** (例:MICE・文化創造・発信等)
立地ポテンシャル、関西の豊かな都市文化、人々を惹きつける「みどり」の魅力を活かしながら、国際的な企業・産業活動等を誘致、展開
- ③ **知的人材育成** (例:連携大学・大学院、国際化教育等)
知の集積により世界をリードするグローバル人材を育成、輩出

なにわ筋線整備等で高まる拠点性を活かした中核機能の導入で、関西の各都市との連携、発展、交流を促進

関西の国際社会での存在感を新たなステージに強力に引き上げる

イノベーションの創出

「みどり」と「イノベーション」の融合拠点

中核機能

- 産業
- 新産業創出
- 国際集客・交流
- 宿泊
- 知的人材育成
- 業務
- 居住

質の高い環境を整える都市機能

「みどり」

最先端の防災・環境技術等が融合した人間の活動、安全や環境を支える基盤

4. 「みどり」を体感できる空間づくり

南北軸
「みどり」と一体となり、水と緑を配置したゆとりある歩行者主体の空間形成

東西軸
「みどり」を体感できるように配慮しながら、賑わいある空間形成

西口広場
「みどり」のゲート空間としてのシンボリックな空間形成

5. 歩く楽しみ・喜びを創造するまちづくり～交通ネットワーク～

先行開発区域との動線の確保

南・北街区の一体性の向上

JR大阪駅との動線の確保

6. 速やかに災害から復元するまちづくり

- (1) 大規模災害にも対応したレジリエントなまちの実現
- (2) 自立型エネルギーインフラの導入
- (3) 周辺地域も含めたBCPへの対応

7. 環境共生の新たな展開をめざしたまちづくり

- (1) 最先端の環境技術の導入
- (2) 災害時のBCP対応を兼ね備えた環境負荷の少ないエネルギーシステムの導入
- (3) 環境価値の可視化と発信

8. 持続的発展をめざしたエリアマネジメント

- (1) 質の高い「みどり」の運営管理
- (2) 地区の競争力を高めるエリアマネジメント
- (3) 可変性・拡張性を備えたエリアマネジメント

9. 周辺とともに地域全体の価値を向上させるまちづくり

- (1) 隣接地区への「みどり」のまちづくりの波及
- (2) 周辺地域や都市拠点と連携するまちづくり

リニア開業を見据えたまちづくりを実行していくため、「名古屋駅周辺まちづくり構想」を策定し、リニアが整備されることによって、特にまちづくりに求められることを取りまとめるとともに、多様な主体がまちづくりを進めるための共通目標となる基本方針と具体的な取り組みを示している。

■ 名古屋駅周辺まちづくり構想 目標とするまちの姿

世界に冠たるスーパーターミナル・ナゴヤ
～国際レベルのターミナル駅を有する魅力と活力にあふれるまち～

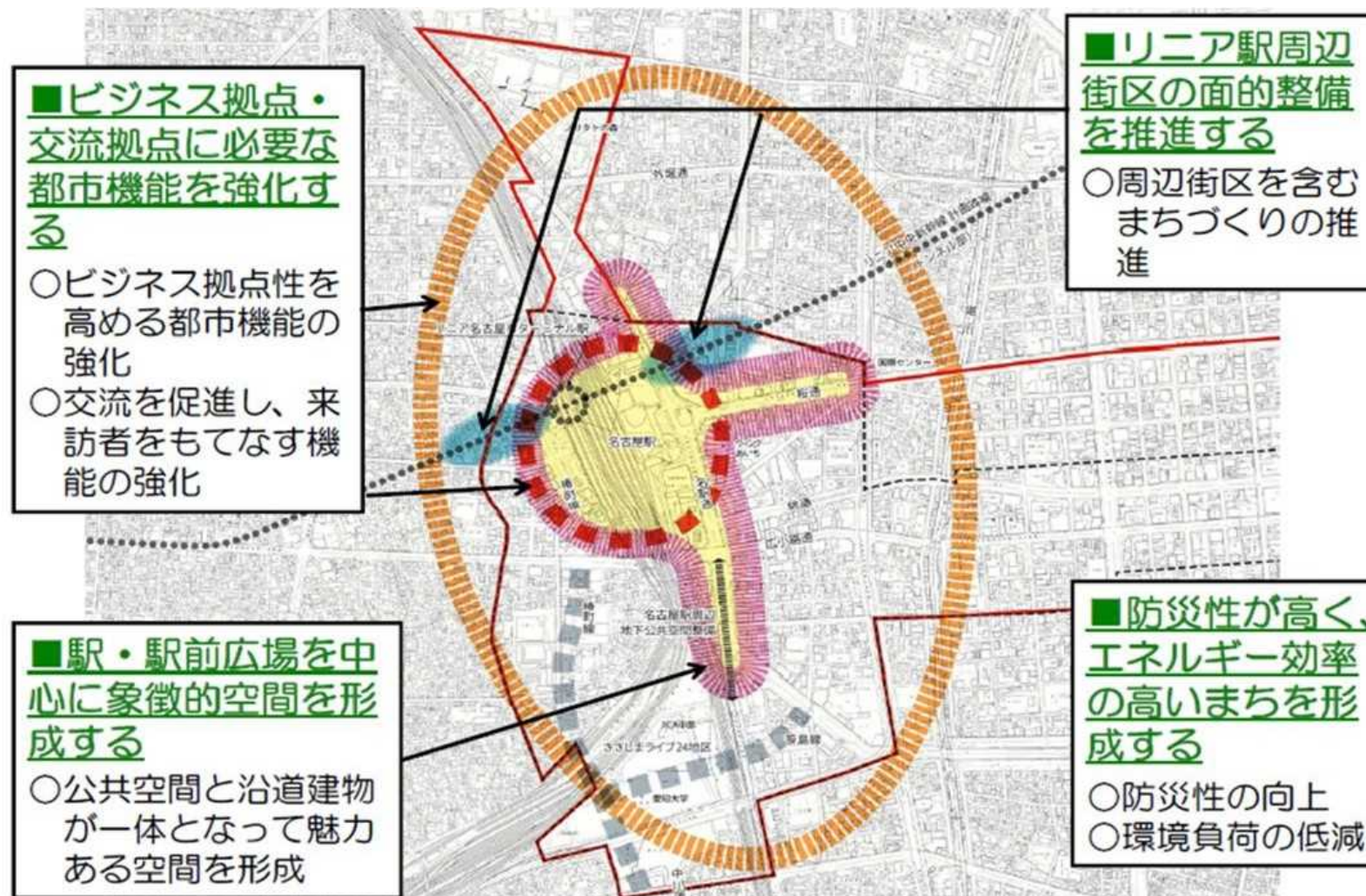
■ 名古屋駅周辺まちづくり構想 基本方針

1. 国際的・広域的な役割を担う圏域の拠点・顔を目指す
 - (1) 国際的・広域的なビジネス拠点・交流拠点を形成する
 - (2) 玄関口にふさわしい風格と賑わいを感じさせる顔づくりを進める
 - (3) ビジネス拠点・交流拠点にふさわしい安全性を確保するとともに、環境負荷の少ないまちを形成する
2. 誰にも使いやすい国際レベルのターミナル駅をつくる
 - (1) 初めての人や外国人にもわかりやすいターミナル駅を形成する
 - (2) リニアの速達性を活かすなど交通機関相互の乗換利便性を向上する
3. 都心における多彩な魅力をもったまちをつくり、つないでいく
 - (1) 城下町から超高層ビル群まで新旧織り交ぜた多様なまちの魅力を育て、活かす
 - (2) 人が主役の歩いて楽しい空間を形成し、回遊性を高める
4. リニア開業を見据え、行政と民間が一丸となって着実に構想を実現する
 - (1) まちづくり構想を実現するため、行政がリーダーシップを発揮するとともに、行政と民間、民間相互など様々な主体が連携・協働してまちづくりを推進する

「名古屋周辺まちづくり構想」②

■ 取り組み内容(一例)

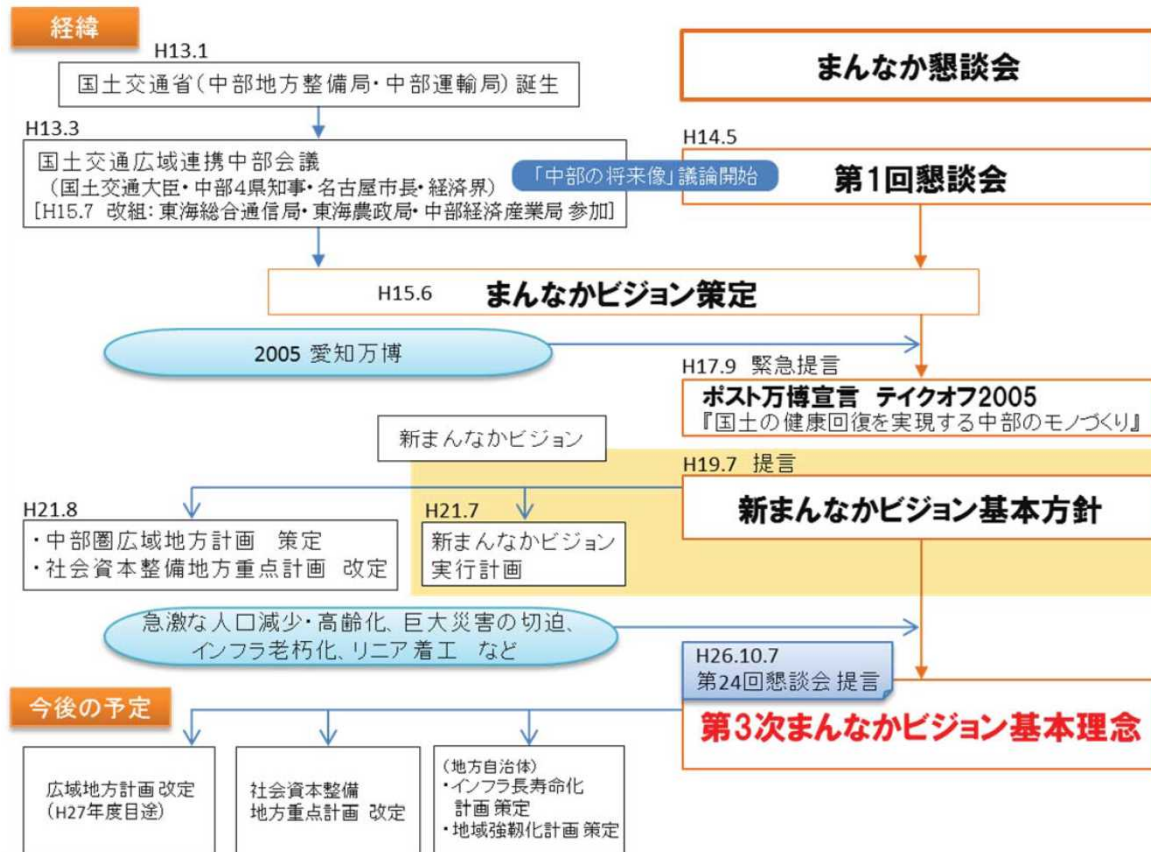
基本方針1:国際的・広域的な役割を担う圏域の拠点・顔を目指す



[出典] 名古屋市

○ まんなか懇談会・まんなかビジョンとは

2001年国土交通省誕生を契機に、日本のまんなかで我が国経済を牽引する中部の地域作りのあり方などについて議論、提言いただくために設置された有識者懇談会。現在までに24回懇談会を開催し、今回を含め三次にわたる「まんなかビジョン」などを提言。



まんなか懇談会(国土交通中部地方有識者懇談会)委員

- 上田 達郎 (トヨタ自動車(株) 総務・人事本部本部長 常務役員)
- 奥野 信宏 (中京大学 理事・総合政策学部教授)
- 河上 敢二 (熊野市 市長)
- 小出 宣昭 (中日新聞社 代表取締役社長)
- 後藤 康雄 (静岡県商工会議所連合会 会長
はごろもフーズ(株) 代表取締役会長)
- ◎須田 寛 (東海旅客鉄道(株) 相談役)
- 中村 幸昭 ((株)鳥羽水族館 名誉館長)
- 林 良嗣 (名古屋大学大学院環境学研究科
附属持続的共発展教育研究センター長・教授)
- 日置 敏明 (郡上市 市長)
- 東 恵子 (東海大学 海洋学部環境社会学科教授)
- 水尾 衣里 (名城大学 人間学部人間学科教授)
- 水谷 研治 (名古屋大学 客員教授、中京大学 名誉教授)
- 大和 弘明 ((株)日本政策投資銀行 東海支店長)

[◎:座長]

第3次まんなかビジョン基本理念 検討経緯

- H24.12.10 第20回懇談会
- H25. 2.18 第21回懇談会
- H26. 3. 6 第22回懇談会
- H26. 9. 5 第23回懇談会
- H26.10. 7 第24回懇談会

第3次まんなかビジョン 基本理念 目次

第1章 日本の発展を支えてきた中部

1-1. 中部の地域づくりの歩み～ものづくり中部の成り立ちと変遷～

- (1) 近世(幕藩体制～太平の世)
防災から生まれた名古屋城下町や、街道・宿場町など当地の地域構造のルーツの誕生
- (2) 近代(明治維新～戦前)
交通革命とともに、ものづくり中部の礎が築かれる
- (3) 現代(戦後～高度成長期)
第2の交通革命・水の恩恵、ものづくり中部が日本経済を牽引
- (4) 新たな中部(2005年～)
中部国際空港開港、愛知万博開催等、中部の国際化への展開

1-2. 時代の変遷を経た現在の中部の地域力

- (1) 社会経済～日本経済を牽引するものづくり地域～
卓越したものづくり産業集積／農業の先進地域
- (2) 地域構造～多様な都市がつながり、物流・人流の中心を担う中部～
多極分散型の重層的な地域構造／物流・人流の要衝／自動車への高い依存

第2章 我が国や中部を取り巻く時代の潮流と課題

2-1. 我が国および中部を取り巻く時代の潮流

- (1) 急激な人口減少・少子化、高齢化
- (2) グローバリゼーションの進展、国際観光交流の拡大
- (3) 巨大災害の切迫、自然災害の頻発・激甚化、インフラの老朽化
- (4) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題、自然環境問題

2-2. 中部の特徴と課題

【安全・安心】

- ・巨大地震や集中豪雨、台風などによる風水害や土砂災害など自然災害に直面する中部
- ・日本の大動脈を担う中部ゆえに、大規模災害による社会経済活動の停滞への懸念
- ・国民生活やあらゆる社会経済活動を支えるインフラの老朽化、建設後50年以上を経過する公共施設の高齢化割合が今後、加速度的に増加

【産業競争力】

- ・ものづくりの技術の粋を組み合わせた新たな技術革新
- ・ものづくり産業に特化した産業構造
- ・ものづくりのグローバル化、国際的な産業機能の集積誘導、資源国家ではないが故の高付加価値化への挑戦
- ・ゼロ水(危機的な渇水)への備え
- ・エネルギー危機への適切な対応
- ・働き手・担い手の確保、人材育成

【交流連携・観光】

- ・訪日外国人旅行者も注目する、中部ならではの多種多様な資源、自然環境や産業遺産、世界遺産など
- ・中部には街道文化を醸し出す「まちなみ」や伝統文化・技術などに裏打ちされた豊富な資源
- ・国際性は発展途上、後塵を拝する中部、動き始めた昇竜道

【環境・景観】

- ・活発な経済活動などによる様々な環境問題
- ・伊勢湾・三河湾といった閉鎖性水域の水質汚濁
- ・良好な自然と街道、まちなみ、港など多様な歴史・文化を醸し出す景観

【暮らし】

- ・地域コミュニティが強く、子供を産み育て、働きやすく、暮らしやすい地域環境
- ・地域の活力衰退と地域間格差の拡大
- ・外国人居住者との共生

第3章 新たに発展段階を迎える中部

- (1) 第1ステージ(2005年～)
～中部の魅力の世界に発信(愛知万博・COP10・昇竜道プロジェクト)／陸海空ネットワーク拡充～
- (2) 第2ステージ(2020年～)
～東京オリンピック・パラリンピック／新たな大交流時代の本格化／つながる中部の東西軸・南北軸・環状軸～
- (3) 第3ステージ(2027年～)
～リニア時代の到来(品川～名古屋開業)／首都圏・名古屋圏が一体化～
- (4) 第4ステージ(2045年～)
～世界最大の先進的なスーパーメガリージョン誕生
／大都市圏の一体化による国際競争力の向上／要をなす中部～

第4章 中部の将来像

4-1. 中部の責務と役割

- (1) 大規模自然災害と対峙してきた知恵と経験を中部の未来に継承
- (2) スーパーメガリージョンの要、我が国の国際交流の拠点
- (3) ものづくりの伝統・技術集積を活かした中枢圏域の形成
- (4) リニアと陸海空の充実した高速交通ネットワークの活用
- (5) 中部の人や地域のつながり、絆を活かした地域づくり
- (6) 戦国から先進気鋭、ものづくりにいきづく歴史・文化・産業を、誇りと愛着とともに次代に継承
- (7) 中部山岳から海洋に至る多様で豊かな自然環境・景観の再生と保全・活用

4-2. 2050年を見据えた中部の将来像

まんなかで日本をリード—国際戦略の拠点となる中部—

- (1) いかなる災害にもしなやかで強い中部—安全安心な国土に支えられた地域
- (2) 活力溢れる中部—次代も我が国経済を牽引
- (3) 出会い豊かな中部—国内外との交流連携・文化創造の舞台
- (4) 自然と共生の中部—環境・景観を守り育む地域
- (5) 住み続けたい中部—人と人がつながる暮らしやすい地域

4-3. 将来像を実現するための基本戦略

- (1) 基本戦略1: 南海トラフ巨大地震など大規模災害への備え、安全安心な地域づくり
- (2) 基本戦略2: ものづくりを基軸とした「人」「価値」を育む地域づくり
- (3) 基本戦略3: スーパーメガリージョンの要となる地域づくり
- (4) 基本戦略4: 産業と共存し特色ある自然環境・景観を備えた地域づくり
- (5) 基本戦略5: 濃密かつ重層的な対流で人が心豊かに生きる地域づくり

第5章 9つの地域の連携、融合が創り出す中部

- ① 駿河湾沿岸から長野県東部を結ぶ地域
- ② 南信から三遠を結ぶ地域
- ③ 名古屋都市圏一帯を取り巻く地域
- ④ 東海と北陸を結ぶ地域
- ⑤ 東海と近畿を結ぶ地域
- ⑥ 伊勢湾・三河湾流域
- ⑦ 富士山麓と伊豆半島、丹沢周辺を結ぶ地域
- ⑧ 伊勢と紀伊半島中南部を結ぶ地域
- ⑨ 長野と飛騨・奥美濃、北陸沿岸を結ぶ地域

今後の進め方について（案）

- 第1回 都市再生・大都市政策の基本的な論点の整理
（3月3日）
- ・都市再生、大都市政策の現状
 - ・基本的な論点
 - ・今後の進め方
- 第2回 都市の国際競争力・都市再生
（3月31日）
- ・有識者等からのプレゼンテーション
 - ・論点整理
- 第3回 大都市圏での高齢者の急増・大都市の災害への脆弱性
（4月中旬）
- ・有識者等からのプレゼンテーション
 - ・論点整理
- 第4回 大都市圏内・圏域間の役割分担と連携
（4月下旬）
- ・有識者等からのプレゼンテーション
 - ・論点整理
- 第5回 ヒアリング結果報告・全体論点整理
（5月中旬）
- ・事務局による自治体、経済団体等ヒアリング結果報告
 - ・全体的な論点の整理
- 第6回 大都市戦略ビジョン（仮称）素案提示・検討
（6月下旬）
- 第7回 大都市戦略ビジョン（仮称）とりまとめ
（7月下旬）

○第2回委員会～第4回委員会の場で、以下の方々より、それぞれプレゼンテーションを行って頂く予定。

<第2回委員会(3月31日)>…都市の国際競争力・都市再生に関する論点整理

- ・市川宏雄氏（明治大学専門職大学院長、公共政策大学院ガバナンス研究科長）
→都市の国際競争力強化等について
- ・不動産協会
→民間都市開発の状況等について

<第3回委員会(4月中旬)>…大都市圏での高齢者の急増・大都市の災害への脆弱性に関する論点整理

- ・西武鉄道(株)
→鉄道沿線まちづくりの状況等について
- ・加藤孝明氏（東京大学生産技術研究所准教授）
→都市防災とエネルギー面的利用のあり方について

<第4回委員会(4月下旬)>…大都市圏内・圏域間の役割分担と連携に関する論点整理

- ・涌井史郎氏（東京都市大学環境学部教授）
→大都市戦略全般（特に緑地のあり方）について
- ・苦瀬博仁氏（流通経済大学流通情報学部教授）
→大都市の物流について

○以下の団体等より、事務局にてヒアリングを行い、第5回委員会にて結果を報告予定。

【自治体関連】

- ① 首都圏整備促進協議会（1都7県で構成）
- ② 首都圏業務核都市首長会議（21市で構成）
- ③ 近畿圏（2府5県4市）の都市政策担当者
- ④ 中部圏開発整備地方協議会（9県3市で構成）

【経済団体】

- ① 日本経済団体連合会
- ② 関西経済連合会
- ③ 中部経済連合会

＜大都市戦略検討委員会＞

平成27年

3月:(仮称)大都市戦略検討委員会設置

3月～4月:自治体、経済団体(不動協、関経連等)等
からヒアリングを実施

5月、6月:論点とりまとめ、素案提示

7月:「大都市戦略ビジョン」作成

・「大都市戦略ビジョン」を踏まえ、平成28年度予算
要求や税制改正要望を行う

平成26年

9月:国土形成計画(全国計画)国土審議会
計画部会設置

国土形成計画(広域地方計画)
広域地方計画協議会幹事会開催

12月:社会資本整備重点計画 計画部会設置

平成27年

1月:国土形成計画(全国計画)中間整理

2月:交通政策基本計画 閣議決定

夏頃: 国土形成計画(全国計画)・国土利用計画
閣議決定

平成28年

3月頃:国土形成計画(広域地方計画)大臣決定